

平成20年白老町議会町税の税率改正に関する連合審査会会議録

平成20年10月10日(金曜日)

開 会 午後 1時32分

閉 会 午後 5時18分

議事日程

審査事項

- ・議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に付した事件

審査事項

- ・議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員(15名)

委員長 及川 保 君	副委員長 近藤 守 君
委員 本間 広朗 君	委員 前田 博之 君
委員 斎藤 征信 君	委員 吉田 和子 君
委員 玉井 昭一 君	委員 氏家 裕治 君
委員 大淵 紀夫 君	委員 土屋 かつよ 君
委員 西田 祐子 君	委員 松田 謙吾 君
委員 山本 浩平 君	委員 熊谷 雅史 君
議長 堀部 登志雄 君	

欠席委員(1名)

委員 鈴木 宏征 君

説明のため出席した者の職氏名

税務課長	野本 裕二 君
行財政対策室長	山口 和雄 君
行財政対策室主幹	大黒 克己 君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	上坊寺 博之 君
主 幹	森 隆治 君

開会の宣告

委員長（及川 保君） ただいまから、町税の税率改正に関する連合審査会を開催いたします。

（午後 1時32分）

委員長（及川 保君） それでは、連合審査会の開催経過について若干ご説明をしたいと思います。審査案件であります議案第6号は、定例会9月会議において総務文教常任委員会に審査付託されたものでございます。議案の内容は新財政改革プログラムに基づく町税の超過税率の導入に伴う条例の一部改正についてでございます。行政の担当は税務課でございます。所管する委員会は総務文教常任委員会でございますから、1点目として、新財政改革プログラムは行政全般にわたる改革視点が必要でございます。そして2点目は、この超過税率の議論は、さきに白老町財政健全化に関する調査特別委員会を設置し、委員会報告をした経過もございことから、産業厚生常任委員会においても関連するものでございます。白老町議会会議規則第71条の規定では、「他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。」とされております。このことから、先般の定例会9月会議の休会中に、連合審査について協議し、調整をさせていただいたところでございます。各委員におかれましては、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、連合審査の進め方の要点等について、事務局長から説明をいたします。

事務局長（上坊寺博之君） お手元に連合審査会の開始手続き等について、という資料が配布してございますが、それを見ていただきたいと思ひます。

1番から5番までの開催手続き等につきましては、今委員長お話ししたとおりでございます。6番目の会議の進行内容等について若干説明したいと思います。名称につきましては、総務文教常任委員会に付託されました議案等の名称を取りまして、町税の税率改正に関する連合審査会としたところでございます。会議の主催は、付託を受けました主管の委員長が行うということになります。それと記録、報告等についても同じく主管委員会が行うものでございます。定足数でございますが、基本的に付託を受けた委員会、協議を申し出た委員会、半数以上出席することが望ましいとされてございます。ただし定足数は総務文教常任委員会の委員数の定足数となるものでございます。それと、連合審査会においては、説明、質疑、意見の申し出をするのみでございます。案件に対する意思の決定につきましては、付託されている委員会、すなわち総務文教常任委員会の中で討論評決をされるものでございます。したがって、連合審査会では討論と評決は行わないものでございます。

もう一つ、連合審査会の終了する時期ですが、付託案件について質疑が出終わりましたら、原則としては終了するものでございます。あともう一つは、審査を連合審査会において、終える議決をした場合でございます。それと付託案件が採択された、評決された時には打ち切りとなります。一応、このような形で今後進めるようになりますので、よろしくお願ひいたします。以上であります。

委員長（及川 保君） それではこれより審査に入りますが、連合審査の進め方でございます。9月会議において配布された議案、資料に基づき改正の概要とそれぞれの議案説明を終えておりますので、改めて議案等の説明は省略をしたいと思います。

始めに、本日配布された資料並びに新財政改革プログラムを一部修正した結果について、各議員あてに資料を送付してございます。これらの資料について町側から説明を受け、それについての質疑を行いたいと思います。皆さんのお手元に既に届いております新財政改革プログラム案の修正版について町側から説明を求めたいと思います。

山口行財政対策室長。

行財政対策室長（山口和雄君） それではお手元のほうに申しわけございませんが、1枚ものが行っております。表85と記載されているものでございます。表85につきましては、差しかえをお願いしたいと思います。この部分については保育料の定額分、額的にはわずかなものでございますが、これを見込んでいなかったために表85の差しかえをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（及川 保君） きょう配布されたものです。

行財政対策室長（山口和雄君） ページ数でいきますと、93ページで記載されているものでございます。1枚ものです。よろしいでしょうか。

それでは新財政改革プログラム案の修正箇所の説明についてであります。この修正箇所につきましては、さきに議会からの特別委員会の報告、あるいは町民からの意見を踏まえて修正をさせていただいているものでございます。今回、条例改正に伴って付託されているものにつきましては、従前の数値を使ってございます。きょうの審議であります固定資産税の超過税率につきましては、1.7の数値を使ってございますので、ご了承お願いしたいと思います。

なお、この修正案の案につきましては、条例が成立した後に、速やかに案を取る形になるというふうに考えてございます。

これより先につきましてはの説明については大黒主幹より説明を申し上げます。

委員長（及川 保君） 大黒主幹

行財政対策室主幹（大黒克己君） それでは私のほうから修正箇所について簡単に説明をさせていただきます。まず目次ということで、今1番から21番まで21カ所の訂正、修正がございました。このうち、一つを修正すると結果的に数字も直りますというような修正箇所もございましたので、主要な見直しについてのみ説明させていただきたいと思います。説明につきましては、事前に送付申し上げております、新財政改革プログラム案の修正についてという資料に基づきまして説明させていただきます。

それではまず1ページ目、1番、町民温水プールの冬期間の閉館についてでございます。

委員長（及川 保君） ちょっと待ってください。よろしいですね、どうぞ。

行財政対策室主幹（大黒克己君） これにつきましては、議会の議論、あるいは関係団体からの意見書の提出、このような部分を考慮しまして冬期閉鎖を撤回することとし、削減効果額をプログラムから削除することとしました。ただし、この撤回するに当たりましては、例えば

現在、無料の使用料、これを実際、有料にする等の議論がございまして、この辺については今年12月までに一定の方向性を示すということとしていることから、このプログラムにつきましては増収効果は反映してございません。結果、この下の表の比較でございますが、100万円単位でなりますと、900万円削減効果が下がるというような結果になります。

続きまして2番目、保育料の改正についてでございます。

委員長(及川 保君) 今、温水プールの冬期の閉館についての説明があったのですが、撤収するということですが、ここで一つずつやっていったほうがよろしいか、全体の説明を終えた後にやっていったほうがいいのか、お諮りしたいと思います。全体説明を終えてからでよろしいですか。よろしいですね。そのように進めたいと思います。続けてください。

行財政対策室主幹(大黒克己君) それでは、2番目の保育料の改正についてでございます。保育料の改正につきましては、当初案では21年度から保育料を段階的に引き上げていくという形でお示ししておりました。しかしながら、議会や町民の意見を踏まえまして保護者の負担増、それから低所得者に対する配慮ということで、引き上げ額を減額するとともに、月額の上げ幅の上限を3,000円として当分の間これを実施することといたしました。その結果、下の表になりますが、21年度では300万円の増収効果に見込まれているものが、100万円という形になります。ただ、当分の間上限設定をするということでございますが、それを解除した場合に当然増収効果、ふえるのですが、効果額的には50万円以下の増収ということになりますので、100万円単位ではすべて100万円ということになります。

続きまして3番目、土地造成事業会計が所有する資産の売却計画について、議会のほうから資産の売却による財源がプログラムの枠外であるとしても、速やかに財産処分計画作成の検討を行い、行政が一丸となって姿勢を示すべきという意見がございました。このことから、このたび28年度までの10年間の計画期間内に現在所有している土地をすべて販売するという努力のもとに、以下表84に示す年度ごとの売却額、販売努力目標額、これを示してございます。

続きまして4番目、プログラムの総合的な見直し時期の設定について。これにつきましても議会より、プログラム案の計画期間である平成28年度までにおいて町立病院の建てかえと、プログラムに盛り込まれていない大規模の財政事業が予測されること、また、計画に対する予測不能の誤差も生じることが考えられるため、3年ごとに決算数値に基づき、総合的な見直しを行うべきとの意見がございました。そこで、まず1回目の見直しということで21年度決算に基づいて、22年度に修正作業を行うこととさせていただきます。以後、3年ごとの見直しを行っていくこととし、プログラムに追加してございます。

5番目、投資的経費の見直しについて。これにつきましても削減効果は同じでございますが、表の中に削減後の一般財源額を追加してございます。

6番目、国保会計収支見直し現状延長型の試算について。これにつきましては、当初の案では国保会計の収支見直し20年4月から始まる後期高齢医療制度の影響額、この辺がまだ不透明だというような中での試算でございましたが、今回、ある程度動向を把握できたということで、現段階での把握可能な数値をもって見直しを行ってございます。結果としまして当初と比較し

まして赤字額が多少減少するという収支見通しになってございます。

それに合わせまして、対策のほうも若干変えてございます。4ページにまいります。その今の国保会計の対策でございますが、この中で7番目としまして、国民健康保険税の改正についてというものがございます。当初案では、保険税率の改正については21年度から応能応益の平準化を図りながら見直しを行うこととしてございますが、これにつきましても後期高齢の影響の関係で額を示してございませんでした。今回、この収支見通しの見直しに基づきまして、対策を見直したところ、税率改正につきましても表72のとおり22年度から若干の不足額が発生するというので、この、ここに示した額につきましても税率の改正を行いたいと考えてございます。ただし、これは単年度収支の均衡を図るという目的でございますので、他の対策を講じてもお、収支不足が生じる場合と考えてございますので、実際22年度から数値を示してございますが、これにつきましても21年度の段階で再度、議会のほうに、ご協議したいというふうを考えてございます。

続きまして5ページ8番目、水道事業会計の収支見通し現状延長型の修正についてでございます。これにつきましては、平成19年度決算数値が確定したこと及び推計の段階で計算過程に誤りがあったということで、今回見直しを行ってございます。具体的に申しますと、実は、水道料、下水道使用料、これにつきましては、水道事業で一括して徴収しまして、下水道分を下水道会計のほうに逆に渡すというようなことをしておりますが、その段階で、下水道使用料分を未払い金として入れなかったと。そのような誤りがございました。申しわけございません。そんな中で、資金剰余金につきましては、当初と比較しまして黒字額が減少するというようなことになり、28年度におきましては、当初11億2,000万円の黒字と言っていたものが、8億3,000万円というような黒字額の減少になってございます。

続きまして9番目、病院会計収支見通し現状延長型の試算についてでございます。病院会計につきましては、当初、今後の病院の方向性について検討中ということで、現体制の継続で仮試算を行っておりました。しかしながら本年6月に病院の新たな方向性を示して、それに基づいて今回収支見通しを見直したものでございます。表28に示します、不良債務の比較でございますが、当初よりも赤字額が減少ということになり、28年度ではおおむね1億3,800万円、赤字が減少するというような数値になってございます。これに基づきまして対策のほうも修正してございます。6ページをお開き願います。上段、修正後の対策額ということで、まず20年度、病院特例債を4億5,000万円借りることとし、それに対する元利償還金につきましては、26年度まで6年間で一般会計からの繰出金により償還するという形を取ります。そのほか21年度に一般会計からの追加繰出分元利償還金分を含めて3億2,000万円という多額、高額な繰り出しというふうになってございますが、これにつきましては病院改革プランの策定ということの中で計画的期間3年間ということになることから早期に不良債務を解消しなければならないということで、21年度に集中的に繰り入れを行い、不良債務の解消に充てるものでございます。

続きまして10番目、赤字解消のための全会計の赤字額現状延長型についてでございます。これにつきましては、国保会計、病院会計の収支見通しの再試算によりまして、赤字額を修正し

てございます。11 とも関連しますが、当初普通会計、特別会計合わせて対策額は 101 億 8,800 万円と示してございましたが、これにつきましては 100 億 5,800 万円となります。また、後段でまた説明させていただきますが、実質赤字比率の目標額、当初では 20 年度 23.9%以内というものを 15%以内というふうに下方修正してございます。

続きまして 7 ページの 12 番、赤字会計に対する一般会計の財政支援について、それから 13 番、普通会計及び特別会計企業会計における対策額について。これにつきましては、今までの修正に基づく数値の変更でございますので、これは省略させていただきます。

8 ページになります。8 ページの中段 14 番、普通会計の財政収支見直しについてでございます。各特別会計、企業会計の収支見直し、及び対策額を見直したことによりまして、ここでは財政調整基金積立金及び財政調整基金等残高、これについて説明させていただきます。プログラムの説明の中で、これにつきましては、あくまでもこれを必ず積み立てるということではなくて、いわゆる調整分というような形の中で、このくらいある程度余裕を持っているというようなことをご説明したかと思えます。修正前ではおおむね 21 年度以降 2,000 万円から 3,000 万円程度の調整額というようなことで、これがそのまま積み立てられれば、結果的に 28 年度には約 5 億 5,000 万円の財政調整基金の残高になるということを示しておりました。それが修正後におきましては、おおむね、若干のこぼこありますけど 3,000 万円から 6、7,000 千万円の積み立て、余裕ができるということで、最終的に 28 年度では約 1 億円プラスの 6 億 5,000 万円程度の財政調整基金が積まれるということになってございます。ただ、この残高のプラス 1 億円につきましても今後の懸案事項に充てる財源とするものでございます。

続きまして 15 番目、特別会計、企業会計の財政収支見直しについて。これにつきましても、結果的にこのような数字に修正するというところでございますので、説明を省略させていただきますが、1 点だけ、9 ページの下段になります病院会計の関係でございますが、今回、病院の方向性を見直しによりまして、いわゆる病院の改築、これにつきましては、プログラムに掲げた対策を着実に実行し計画どおりの赤字解消が図られることを前提としまして、平成 25 年度をめどに着工したいという旨をプログラム上に記載してございます。

続きまして 10 ページ 16 番、全会計の財政収支見直しについてでございます。これにつきましても結果的にこのような数値になるということでございますが、28 年度で赤字額すべてを解消すると、これについては当初と変わりございません。あくまでも 28 年度に赤字がゼロということになります。

次 17 番、土地収入見込額等の見直しについて、これにつきましては、以前、特別委員会の中でも若干数値が変わる旨、説明してございますので、この辺につきましては説明を省略させていただきますと思います。

最後に、12 ページの下段でございます。21 番目、資金不足比率についてでございます。これにつきましては当初、プログラム案では、まだ国からの情報が示されていないということで数字につきましてはお示ししてございませんでした。しかし国からの記載要領等、示されたことから現段階で把握可能な数値をこの度プログラムに追加してございます。表 100 のとおりで

ざいますが、赤字会計であります4会計のうち、経営健全化基準の20%を超える会計は下水道、工業団地、病院会計でございます。この中でも今後、実際の財政運営を行う中で、財源的な裏づけと申しますか、余裕があれば一つでも、この20%をクリアできるような形の、繰り入れができれば、早目にこの辺の基準クリアをしていきたいというふうに考えてございます。

以上で修正についての説明を終わらせていただきます。

委員長（及川 保君） 町側からの説明が終わりました。ちょっと審議に入ります前に、私のほうから総務文教常任委員の皆様にお伝えをしておきたいと思っております。先般の総務文教常任委員会の中で、本日の会議の中で理事者の出席もするべきだということでしたので、申し入れを実は、正副委員長でいたしました。ところが、公用等が入っておりまして、どうしても出席できないということでした。そのために、次回の連合審査会の中で出席することという確約をしておりますので、前もってご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの改革修正箇所につきまして質疑を行いたいと思っております。順次やっていったほうがいいかな、そうですね、それでは1番目に説明がありました、町民温水プールの冬期間の閉館についての見直し、これについての質疑を行いたいと思っております。質疑のございます方はどうぞ。この部分ではございませんか。よろしいですね、議会の申し入れを町側が。

〔「全般的なことについて」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 山本浩平委員。

委員（山本浩平君） 山本でございます。全般的なことでは1点だけ。今、説明をいただいたのですが、これ10月10日の修正版ということで、その主な修正箇所についてのご説明をいただきました。それで、例えば病院等で、現状延長型から小規模老人保健施設へと併用することによって、ある程度財政的な見通しが立った。あるいは水道事業会計におきましては、未払い金を入れていなかったことで数字が若干違っていたということで、プラスの金額とマイナスの金額それぞれ出たと思うのです。この修正した全体の中での、そのプラスとマイナスの収支は、どのような数字になったのかということだけ、ちょっと単純なことなのですが、お尋ねしたいと思えました。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） これにつきましては、6ページにお示ししてございますが、11番の対策目標額ということが、これが赤字額の合計でございます。これが当初では、101億8,800万円、これが修正後100億5,800万円ということで、一応、最終的に1億3,000万円、逆に赤字額が減少したということになっております。

委員長（及川 保君） よろしいですか。

委員（山本浩平君） はい。

委員長（及川 保君） それでは、ただいまの1番目の温水プールについて、これについてはよろしいですね。

それでは次に、2番目の保育料の改正について。この部分で質疑のございます方はどうぞ。この部分も議会の意思を十分反映していただいたというふうには思っておりますが、そのほか

何かお聞きしたいことありますか。ございませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは3番目に移りたいと思います。土地造成事業会計が収支試算の売却計画について、修正後として追加になっております。新たな部分が出てきたわけですが、いかがでしょうか。前田博之委員。

委員（前田博之君） 今、説明がありましたけれども、追加ということで、これはプログラムの数字からは枠外という理解していいですか。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克巳君） そのとおりでございます。

委員長（及川 保君） いいですか、前田博之委員。

委員（前田博之君） あくまでも努力目標という解釈でいいのですね、枠外で。

委員長（及川 保君） いいですね。ほか、ございませんか。ございませんね。

それでは次に4番目、総合的な見直しの時期設定について、これも追加になっております。これも議会の意思が反映されたということでございますので、特にございませんね。

それでは5番目に移りたいと思います。投資的経費の見直しについて、いかがでしょうか。これは修正になっております。特に、資料ありますよね。1段ふやしたと、下段の部分がふえたということでございます。よろしいですね。

それでは、国保の部分で6番、7番をあわせて質疑を受けたいと思います。ございます方はどうぞ。

失礼しました。これ、連合審査会でありまして、全体の今、町側の説明はあったわけでありまして、総務文教と産業厚生常任委員会が分け合う形に当然なりますのでね、今、示されたこの6番、7番、それから水道の8番、9番の病院会計、この6、7、8、9の部分については産業厚生常任委員会の中で質疑を行いたいというふうに思います。当然そちらのほうも連合審査会になりますから。

前田博之委員。

委員（前田博之君） だけど、トータル的な数字とかといえば完全に出てくるのですよね。だから今、修正したという部分について聞くというのはいいと思うのですが、どうですか、そうでないと産厚の連合審査、総務より後になるのですよね。

委員長（及川 保君） かなり後ですね。

委員（前田博之君） そうしたら飛んでしまうのですよ。そうすると、その中で議論するときに、ちょっと理解されない部分があるのですよ。だから修正した部分の内容的なことは聞いてもいいと思うのですけどね。どうですか、その条例の改正について絡んで云々ではなくて、あくまでも、この説明を受けたことについての理解を示したいので、聞きたいということです。

委員長（及川 保君） そうですね、産業厚生常任委員会の連合審査会が23日で、後ろのほうになるのですけど。そういう部分で今、総合的な部分がありますので、今、この段階でお聞きしたいということがありましたら受けたいと思います。

前田博之委員。

委員（前田博之君） 新しい、修正版の31ページの修正の説明の中で、今まで医療費の増加率を0.5%見ていたのですが、今回0.4%に落としているのですが、これの要因は何かなど。

委員長（及川 保君） ございますか、押さえていない。難しいな、ということでやはり、厳しいなと、担当課が当然きょうは見えていませんので、厳しいですね。

委員（前田博之君） トータルのには行革室では押さえてないのだ。ここが訂正して直ってきているから、前はそういう話が上がっていたんだよ。いや、いいですよ。分からなければ。

委員長（及川 保君） 先ほど申しました6、7、8、9の修正部分については、追加も含めてです。23日の産業厚生審査会の中で質疑を行いたいというふうに思います。よろしいですね。

それでは、10番に入りたいと思います。

委員（前田博之君） 水道をちょっと聞いていいですか、8番。

委員長（及川 保君） おりませんよ。

委員（前田博之君） ちょっといいですか委員長。

委員長（及川 保君） 前田博之委員。

委員（前田博之君） ということは、総務でこれから超過税率の関係の審議をするのですが、総合的な財源的な押さえ方をちょっとしておきたいのです。解釈、それでちょっと考え方だけお聞きします。水道部分の34ページの、文言のところですか。多少直っていますけど、先ほど11億円から8億円、3億円減ったということは説明受けて聞いています、分かりました。その次の次の下段から3行目、さらに企業会計の剰余金を町全体の赤字補てんとして使用することはできないことだと言っています。だけど、さきの特別委員会で委員長が、下水道を値上げするためには黒字である上水道の剰余金も使ったほうがいいのかという答弁、報告も来ているのですよ。それで、ここで補てんとして使用できないと言っていますけども、できない法的根拠をちょっと示してほしいのです。

委員長（及川 保君） 要するに、黒字会計の水道会計から下水道会計に補てんすることはできないという法的根拠ね、これも室長どうですか。押さえていないですか。続けてください。

委員（前田博之君） 私は、今これから総務文教で超過税率の審議しますが、町側の議案は1.7%で、あの特別委員会では1.65%ということで4,000万円の差があって、これからどうなるかは別ですよ、また議論しますから。私もこう言わないけど、そういうトータルの部分で、全会計の財源的なここで縛りを受けてしまったときに、どうだということを念頭に入れて議論していかないと、議論がまず、かみ合わなくなるのです。ですから私、聞いているのです。ちゃんとこれ、明言しているのです、文言で。

それで、ではいいです。これは後の総務常任委員会でも報告してほしいのですが、地方財政法の第7条では、他会計、議会の議決を得れば、その全部や一部を特別会計や一般会計に繰り出しすることができるのです。そのような法令があるのです。それと、今言った地方公営企業法の施行令第24条で、利益の処分というところがあるのです。これからいけば、全部言

わないです。積み立て金をその目的以外の用途に使用とする場合においては、議会の議決を得て、得なければならぬということで、議会を得れば使えるのです。その辺、私が解釈を間違えたら困りますけども、その前後の今の法令の解釈をして、ここで文言と整合性をちょっと取ってほしいのです。それによって、これから大きな議論になってきますから。いいですか、後ほど総務文教常任委員会まで報告してください。

委員長（及川 保君） よろしいですね。そういうことで、前田委員、この部分については後ほどの総務文教常任委員会の中で、また室長のほうから多分、いいですね。

委員（前田博之君） わかりました。

委員長（及川 保君） それでは前に進みます。10番、11番ですね。

委員（前田博之君） 9番、病院ちょっといいですか。

委員長（及川 保君） 9番も何か。これも産業厚生常任委員会ですよ。

委員（前田博之君） この中ですね、ちょっとお聞きします。

委員長（及川 保君） 前田委員。

委員（前田博之君） 病院、大きなことはまた、政策的ことは理事者出てから聞きますけど、事務的なことを伺いたいのですけど、7月7日に差しかえられた病院の対策の実施後のありますよね、これで見れば、このとき純利益が1億5,800万円になっているのです。この古いのを見たら分かります。それで、今回10月10日の修正版では純利益が1億9,900万円になっているのです。これプラスすると3億5,700万円がトータルの赤字になってくるのだけど、この8、9、10、3カ月、2カ月かの間で1億5,000万円のプラスが、純利益がマイナス1億9,900万円になっているのです。これの根拠をちょっと教えてほしいのです。7月7日に出た第88表の20年度2条です。純利益収益的収支で1億5,800万円プラスになっていますよね。

委員長（及川 保君） 保留ということでよろしいですね。いずれにしても、病院もまた次の連合審査会でやりますから。

委員（前田博之君） 私が聞きたいのは、病院やっても、今言ったみたいに倍になってしまっているのです。約3億6,000万円の数字がどんと膨らんでいるのです。そして、病院が3億5,000万円の特例債を借りようとしたものが、7月のときそう言っているのです。今、きょう上がってきたら4億5,700、4億7,000万円かな、なっているのです。それ全部が今、説明聞いたら全部が町から繰り出し行くのですよ。そもそも私が言っているのはこの部分だけではないのです。先ほど言ったようにトータルの超過税率の差額の4,000万円の部分についても、いろいろとどこから財源を押さえておかないと、安易にここでいけば、黙っても1億円、約1億1,000万円かな2,000万円増えているのです、繰り出しが。病院に2カ月の間に。そうすれば、ここに20年度のを見たら、前回はプラスの収支が今回、同じような額がマイナスになっているということに際して病院の収支見通し額、がらっと変わっているわけですよ。その辺をちゃんと理解しておかないと根本的な理論に入れないのですよ。私は、意地悪とかではなくて、それをちゃんと理解した上でしたいと思っていますから。当然、きょう説明を受けているということは、それだけ整理されていると思いますから。

委員長（及川 保君） 室長、資料全然ないですか、今。持って来ていない。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時35分

委員長（及川 保君） それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。
大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） 今、前田委員からご質問のありました病院会計の収支の関係でございますが、7月の特別委員会にお示しした、病院特例債を借り入れした場合の収支見通し、これの表88のところでございますが、この収支見通しにつきましては当初プログラムで示した数字、数値に対して特例債を20年度に借りた場合、実際に不良債務がどのように変化するというものをお示しすることとしまして、この表を提示したわけでございます。この段階では、特例債を実際どこの科目に入れるのかという国からの指示が示されていなかったことから、単純に当初借入額として予定していた3億6,000万円を収益的収支の総収入に入れて計算しております。ということで簡単に申しますと、3億6,000万円、収入が収益的収支の中でふえたので、純利益の部分がプラスになっているということでございます。実際その後、国から示された病院特例債の借り入れ分につきましては、収益的収支ではなくて資本的収支に入れなさいという指示がございました。ということで、今回、修正版でお示しした96ページの表90の数字につきましては、資本的収入のほうに4億6,000万円入れてございます。ということで、その差がありますので、純利益、純損出の部分が、数値が違うということになってございます。以上です。

委員長（及川 保君） よろしいですね。

それでは、次に6ページの10番、11番、12番までについて質疑を受けたいと思います。何かございませんか。ございませんね。

それでは普通会計、特別会計、企業会計の対策についての修正部分もございますので、13番から16番まで、質疑のございます方はどうぞ。ありませんね。

それでは次、10ページ17番、土地収入見込額の見直しについて修正部分がございますので、これについて質疑がございます方はどうぞ。ございませんね。

それでは18番、連結実質赤字比率について。18番、ここで聞いておきたいことはございますか。どうぞ、前田博之委員。

委員（前田博之君） 連結実質赤字比率について関連でお聞きします。51ページに対策目標額の(2)、平成20年度の決算値までの対策額が下段のところ19年度、20年度の2カ年度は総額17億2,800万円対策とったと言っていますけど、前回13億6,400万円が、3億6,000万円ほど増になっているのですけども、ちょっといろいろ見て、ちょっと分からなかったの聞いたほうが早いかなと思ったのですけど、この数字の最後は何なんだろう、そして比率が何ぼだ、この13億円ふやしたことによって、15%まで落とすと言っているのかな、回復すると言っ

ているのですけども、これの数字は、項目ごとに教えてほしいなど。

委員長（及川 保君） どうですか、すぐ出ない。次回、おおむねで構わない。

委員（前田博之君） おおむねでも構わない、何と何、それでないと分からないのです。ずっと見ていても分からないのです、この数字。

委員長（及川 保君） そうしたら次回、説明できるようにしてください。

ほかございませんか。ございませんね。

それでは 19 番の実質公債費比率の修正について何か聞きたいことがございましたらどうぞ。ございませんね。

それでは 20 番、将来負担比率についてございませんか。出ませんね。

次 21 番、最後になります、資金不足比率について。資金不足比率について、大淵紀夫委員。

委員（大淵紀夫君） 大淵です。以前から聞いていたのですけど、20%を超えた場合に外部監査が入るということになっていました。それで、このことについては具体的にどのような形になるのかは国からは示されましたか。それが 1 点。

それと、これで見ますと工業団地造成はもちろん 25 年までかかるということなのですけども、外部監査が入るということに対しては、そんなに何ていうの、町としては大きな負担にならないと言ったらおかしいけれども、そういう判断のもとにここまで引っ張るのかどうか、もちろん土地が売れたらここに入れるということになるのか。

もう一つはその、先ほどちょっと言われてちゃんとしていないのですけど、25 年度をめどに病院の建てかえ云々のこと入れるのだよというようなお話がありましたけれども、それと、このうちでただ一つ引っかかっているというか国の基準から出ている資金不足比率との関係はどのように考えていますか。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） 今のご質問にお答えします。まず 1 点目の、この外部監査にかかわる国からの指示事項という部分につきましては、現在も何ら国からは示されてございません。ただし、前にもご説明しておりますとおり、あくまでも計画策定に関する外部監査ということになりますので、今、実際町の監査室がやっている例月の業務だとか、そのような部分ではございません。あくまでも、計画に対するものというふうに押さえてございます。

それから 2 点目の、工業団地を筆頭にここまで伸ばすといいますか、こういうことについてという主旨だと思いますが、実際、一般会計から基本的に赤字会計に繰り出して、この赤字を解消するという部分については、一般会計としては精一杯の捻出額というふうに押さえてございます。その中で、どの会計を優先的に入れていくのかというようなものが、町の裁量かと思っております。それで、実際工業団地につきましても臨海部におきましても先ほど言われましたとおり、土地が売ればこの数値はここまで引っ張られるということにはならないとは思っておりますが、あくまでも土地が売れないという前提でつくっておるということで、25 年度までかかるということでございます。

もう一つは、逆に言えば臨海部土地の会計につきましても、この繰出額と、いわゆる起債の

残高、これも実は黒字要素とカウントされるものですから、その年度ごとに残高が少しずつ減っていく部分と繰り出しのいわゆる合わせ技といいますか、そういう操作の中で 20 に行かないような繰り出しをしているのです。そういう操作で 20%を超えないような形での繰り出しをして、その残りについて、ではどの会計に入れるかという部分で、はっきり申し上げますと一番早く解消しやすい会計から優先的に入れていきたいというふうに私どもの考えでありますので、最終的には、言葉悪く言えば貧乏くじを引いた工業団地が最終的に残ってしまうと、そのような格好になるうかと思えます。

それと 25 年度をめどに病院の建てかえという部分、これの関連につきましては基本的に 22 年度をめどということですが、病院の建設につきましては、可能な限りはやっぱり起債でというふうな形になるうかと思えますので、一般財源が何億も出るというようなことは想定してございません。ですから、何億もあれば逆に赤字会計に入れるというような方向性になるうかなというふうに考えてございます。以上です。

委員長（及川 保君） 大淵紀夫委員。

委員（大淵紀夫君） 大淵です。基本的な考え方は分かりました。

もう一つちょっと、例えば 20 年度の病院の関係で 43 になっていますよね、これ 4 億 5,000 万円の病院特例債を借りた場合はこれに入りますよね。そしたら、これ 20 年入っても 20 年度決算では 4 億 5,000 万円入っても 43 残るという意味。4 億 5,000 万円入って 66.2 から 43 までしか下がらないということなのですか。そこ、どうしてなの。4 億 5,000 万円入ってそれだけしか下がらないのかい、いや下がらないのだな。難しく言わなくてもいいよ。分かるように言ってくれば。

委員長（及川 保君） いいですか、大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） すみません。ちょっと頭の中で整理したのですが、確かに 4 億 5,000 万円借りますと、不良債務は減ることになります。ただし、4 億 5,000 万円単純にその部分が減るということではなくて、あくまでも不良債務はバランスシートの絡みでの流動資産と流動負債の絡みになりますので、単純にその通常の会計でいう収入がふえればその分収支もふえるよということにはならないという部分がまず一つにはございます。

それともう一つは、この資金不足比率につきましては、不良債務とあとは病院の、何と云うのですか、診療する収入ですか、その部分が数字との比率になりますので、そこが例えば減ると、いわゆる患者が減ってその病院の収入が減ると、不良債務も減ったとしても率は変わらないというような絡みもありまして、ちょっと元データが今手元にございませんであれですけど、思ったほど減らないというようなことになっているかと思えます。

委員長（及川 保君） よろしいですか、何となく分かりましたね。大淵紀夫委員。

委員（大淵紀夫君） そこは分かりました。そこはいいです。

それで、要するにその、では国が言っているその計画をつくる時だけ外部監査が入りますよという意味は、計画がきちっとできていれば問題ないという意味にも解釈できますよね。そういうふうになってしまうと思うのだけど、もちろんまだきっちりきていないというのだけど、

それもっと違った形でこれから来るということになるのですか。私が言いたいのは、外部監査が入るとするのは、やっぱりその外から見たり我々自身が思っても非常に大きなふうにしてしまうのです。どうしても。例えばその連結実質赤字比率だって同じことですから、こちらだけはそのまま、その言い方悪く言えば大したことないというようなことでいいのかどうか。国の目的としているこの、ここで言っている 20%を割れという意味が何なのかということが分からないのです。何回聞いても。もちろん今、細かい指示が来ていないというから、分からないのだろうけども、何のためにこんなことやらないとダメなのかと。いやもちろん赤字減らすためだというのは分かるよ。単純にそんなことで 20 を決めるのは何なのかというのが、本当によく分からないのだけど。そこら辺は国から何か言ってきているの。

委員長（及川 保君） 山口行財政対策室長。

行財政対策室長（山口和雄君） 考え方ですが、先ほど主幹から言いましたとおりまだ国から具体的に示されておられません。考え方だと思うのですが、外部監査を入れるということは、その返済計画というか、赤字を解消させるための計画が、果たして妥当性を持っているかということだと思います。したがって、内部でやりますといわゆる、今、うちみたくこういう財政状況になっていると、なかなかその数字を付加する、言葉的に悪いですけど、そういったものを防ぐというものの外部監査という意味合いのほうが非常に強いのかなというふうに思っております。そういうことでの外部監査だと思います。

ただあの土地の問題について言えば、これについては赤字が極端に土地造成をやらない限りはふえるものでもございませんし、利息だけの話でございます。したがって、ここまで外部監査を入れるべきものなのかどうかは、ちょっとこれについては国の指示等を見ながら、やらないとならないかというふうには思っております。ですから、いわゆる病院会計であるとか、下水道会計であるとかというのはまたちょっと考え方としては違うのかなとは思いますが、それは国の指導に基づいて、必要な部分はやらざるを得ないのかなと思っております。ただ、ほかの自治体に聞いてもまだその辺のところの、どういった外部監査を考えているのかということまで、ちょっと情勢聞きますけどなかなか、まだ国が示されておられませんので、そこまで決めかねているのがほかの自治体の状況でもあります。

委員長（及川 保君） よろしいですね。

ほか、ございませんか。この全般について特にございませんね。前田博之委員。

委員（前田博之君） 今病院の関係については後でまた云々と言っていましたけど、2、3点お聞きしたいのですが、今病院の改革に関するプラン、作成中だと言っていますが、これについては議会に提示して十分に内容審査するという考えを持っているのかということです。

それと、改革プログラム 67 ページ、事務事業の見直しの中で、今回修正入っているのですが、その中で、特別委員会で中間報告、最終報告して、その中で議会から提案しています削減項目について検討すべきでないかという話があった部分の、この、ふるさと体験館森野、それと福祉バスの料金改定、高齢者大学自主運営について対策が空白になっていますけども、その間、町として議会からいろいろ議論あったものを町長初め皆、聞いていると思っておりますけど

も、これらについては空白になっていますけど、この間議論されていなかったのか、したのか、そしてこれはいつをめぐりにして数値が提示されるのか。

2点目、もう一つが、85ページの病院の関係ですけど、これちょっと聞いておきたいのですが、職員の給与削減が修正前は5,300万円だったのが4億500万円になってきているのです。これの根拠、考え方を示してください。職員も逆に先生方も逆に入ってきたのか、ちょっとその辺、金額が大きいのです。

それと、あと86ページの82表の最後、特別会計、企業会計に対する対策額の中で、米印の中で、繰上充用金の効果含めませんと言っているのですが、この辺の解釈ちょっと教えてほしいのです。それだけです。

委員長（及川 保君） 山口行財政対策室長。

行財政対策室長（山口和雄君） まず、病院の改革プランの関係ですが、今病院のほうでプランについてはまとめている作業中です。もうそろそろ病院内部では終わると思いますが、今後、庁舎のほうに戻して全体的に検証する形になると思います。いずれにいたしましても、プランがまとまったら病院、議会のほうにご提示したいというふうに思います。

それから事務事業の見直しの関係でございますが、これは現在検証しておりまして、元気号については10月中に内部での政策調整会議を開いて、これをやる形になってございます。それから、ふるさと体験館と高齢者大学の自主運営については今、現課のほうで、さきの議会でも質問ありましたので、今検討している最中でございます。いずれにいたしましても、ふるさと体験館につきましては、指定管理の問題もございまして、その間、早急に整理をする形にはなると思います。高齢者大学につきましては、今検証中でありまして、これについても来年度予算中には整理をつける形にはなるかというふうには思います。いずれにいたしましても、この辺のところ決まりましたら議会のほうにはご提示をする形になると思います。ふるさと体験館に及ぶと当然、12月の議会で指定管理者の承認をもらわなければならないという問題もございまして、そういったことからいうと当然、はっきりしないと、整理つき次第議会のほうに機会を見て、早い段階でご説明したいというふうに思っております。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） 続きまして、病院会計における対策の人員費の分の差異ということでございます。これにつきましては、当初のプログラム案の病院会計における収支見通しというのがあくまでも方向性が示されない段階でありましたので、20年度数値をそのまま21年度以降仮置きしますよという収支見通しでした。そのため、給与削減の効果につきましても19、20年の2カ年分の効果しか見ていなかったということでございますが、今回、方向性が示されまして、最終28年度までの今現在見通せる正しい収支見通しを行った段階で、あくまでも給与削減については10年間継続するということになりますので、その分10年間分の効果が出るということでプラスに転じたということに、まあかなり大きい額を示すことになったということでございます。

それから、最後の86ページ繰上充用金の効果含めませんということにつきましては、実は、

先ほど説明させていただきました修正についての7ページにもちょっと触れてはおりますが、当初案では、特別会計、企業会計における対策額の数値に繰上充用金の効果というものも含めて入れておりました。ただし、この繰上充用金の効果というのは、結果的に減るということなので、実際努力の効果で出るお金ではないという部分がありまして、それが一つと、実際、普通会計も同じ考え方を用いるのであれば、現状延長型の普通会計の収支見通しで実際赤字が出ますので、それを繰上充用で10年度以降数字を置いていかなければならないのですけど、それをやると、非常に紛らわしいということで、その繰上充用部分の効果というのは、そこでは見込んでいないのです。だから普通会計では見込んでいなくて、特別会計では実際、繰上充用ありますので、その部分を見込んでみると、ちょっとアンバランスなことで、十分同じ状態での比較にならないということで、今回は、改めまして繰上充用分の効果を含めないで計算をしたということでございます。

委員長（及川 保君） 前田委員。

委員（前田博之君） 繰上充用を一般会計で見てなくていくということは、他会計のほうでは、プログラムで援助していく部分の以外のこの分だけは残っているということかい。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） 非常に分かりづらい説明になるかと思いますが、繰上充用金の、いわゆる対策額でそれぞれの会計では数字上そうなりますので、それぞれの会計では、その部分も効果額と含めているのですけど、ではそのときの対策分を例えば一般会計ですべて穴埋めすると言ったときに、繰上充用分まで一般会計で補てんするわけではなくて、繰上充用分以外の部分を補てんすることによって繰上充用金も下がるよと。結果としてこういうふうになるわけですね。ですから、それを一緒にたにしてしまうと、非常にその一般会計からの対策額と特別会計の対策額というのがイコールではなくなってくると。それを解消するために余り繰上充用金を度外視して考えようということのために、今回見直したところでございます。

委員長（及川 保君） 前田博之委員。

委員（前田博之君） それなら、対策額の100億の部分が分からなくなってくるのだよね。それはいいです。後で聞きに行きます。

それと病院の関係、今の説明でいけばこれから4,400万円継続していきますよね、効果額として人件費。そうしたら当初見ていなかったということだから、今回見たら、逆に4,400万円は差額が出てきていることは、特例債をその分借りないで、差し引いた額だけ借りれば財政負担ならないのではないの。会計負担。ということは、これをそのまま上げたということは、決算というか赤字額がその時点で大幅に見込んでいるということでしょう。細かいことはまたプランのときに質疑しますけど、そこだけちょっとだけ、見解だけ。

委員長（及川 保君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時06分

再 開 午後 3時07分

委員長（及川 保君） 休憩を閉じて再開いたします。

大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） ちょっと非常に分かりづらいかと思うのですが、当初の病院の収支見通しというのが、先ほど申しましたとおり21年度以降、方向性が定まっていないということで、21年度以降新たな不良債務は発生しないものとして、そのまま数値は仮置きしているのです。ですから例えば20年度末でここでいう8億7,900万円の不良債務があったら現状延長型、それはそのままずっと同じ額ですよという仮置きしたわけなのです。それに対して、対策につきましてはまず20年度まで、あくまでも20年度までで給与削減を行った数字でまず不良債務が若干落ちましたと。その後は、効果として対策として一般会計の繰り出しによりすべてゼロにするという対策で示したわけでございます、当初、それが今回新たに示したものに付きましては、あくまでも将来的な数値が見込めるということで、ちょっと言葉悪いけど、正しく人件費の計算もし、その削減効果の入れた中で計算して最終的に不良債務の額を出しているということなのです。それで先ほどちょっと申しましたとおり、例えば1億円入れたら不良債務が必ず1億円減るということにはならないです。普通の会計と違いますから。ですからその対策額の効果がそのまま不良債務にイコールで反映しないということだけはちょっとここは、ご理解いただきたいというふうに考えております。ちょっと説明にならないかもしれませんが、最初の数字はどちらかという仮置きでしたと。あくまでも仮置きで。

委員長（及川 保君） いいですか、前田委員。

委員（前田博之君） 私は、仮置きということならば、また全然考え方、理論が変わってくるけど、単純に言うと、7月7日のときまでは3億6,000万円借りて人件費入っていなかったわけですよ。それが今度4億5,000万円の特例債になって4,400万円人件費浮いてくると、削減するということになると極端な話、この4,400万円と4億5,000万円と3億6,000万円の数字の行ったり来たり部分が微妙に、今度別な一般会計のほうに及ぶときにどうなのかと聞いているのです。だから極端な話、4億5,000万円の3億6,000万円かい、約1億円ふえていて給与削減でも4,400万円ふえてきたということは、赤字が底上げなったということかい、極端な言い方すれば、これ以上いいです。数字が莫大に出てくるんだよ、次から次と。これ4,400万円、微妙な数字なのだよね。今議会にとっては。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） 普通会計ということで、絡みの中では、普通会計の中で、病院分の、ちょっとすみません整理します。

委員長（及川 保君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時13分

委員長（及川 保君） それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

全般の質疑は、ほかございませんね。

それでは、新財政改革プログラムの一部修正についての担当課からの説明をこれで終了したいと思います。

次に、本件付託議案について特に、担当課税務課長が今出席されておりますので、ここで今特にお聞きしたいことがございましたら受けたいと思います。

失礼しました。実は説明する箇所がもう1箇所ございまして、1枚ものでこられていますね。固定資産税超過課税の一部を留保した額の効果について、例として今、行財政対策室のほうで作成いただきましたので、説明をお願いしたいと思います。山口行財政対策室長。

行財政対策室長（山口和雄君） 今般の1枚ものの、裏表の資料になりますが、固定資産税の超過課税の一部留保した額の効果についてということで、今まで特別委員会について、ちょっと説明していなかった部分を若干説明しておきたいなということで、この資料をつくってございます。といいますのは、実質的に固定資産税の中にも法人と個人とありますし、町内と町外の居住者の関係もございまして、その割合がどういうふうになって、それが例えば1.7と1.65になったときの影響がどのくらいあるのかということ、項目別に若干説明をしておきたいというのが今回の資料の内容でございます。

これについては大黒主幹のほうから説明しますので、よろしく申し上げます。

委員長（及川 保君） 大黒主幹。

行財政対策室主幹（大黒克己君） それでは、1枚ものの資料でございます、固定資産税超過課税の一部を留保した額の効果についてということで、まず1番目に、19年度のおくまでも前年分でございますが、所有者の区分別の比率及び税額ということで示してございます。まず比率でございますが、実際個人と法人比べますと、個人は36%、法人はおおむね63%という分けになります。額としては13億5,000万円のうち、個人が約4億7,000万円、法人が8億3,000万円というような数値になります。また、米印のところでございますが、法人の税額のうち、納税額上位20社、これはおおむね75%を占めるというような本町の状況になってございます。そこで、この積算資料から平成19年度の個人の平均納税額を出してみました。そうしますと、土地については年間1万8,210円、家屋が3万8,547円。合計で約5万6,000円がいわゆる平均の納税、固定資産税の納税額ということになってございます。ちなみに償却資産については、個人の部分については全体の1%ぐらいしかないものですから、この中には含めておりません。この比率及び数値をもとに21年度の、いわゆる個人の対前年度増加額はどのようになるかといいますと、プログラム案で示す超過課税分0.3%、税額としておおむね20%の増というふうになりますと、ここで年間1万2,000円ほどふえるということになります。前年度に対して実質的な増減率というのは以前、特別委員会でも資料を提出させていただきましたが、20%ではなくて実質10.4%ぐらいだよということになりますので、これをそのパーセントを入れて計算しますと、年間、おおむね合計で5,900円の増と、実質はそのぐらいの増になりますということでございます。

裏面をご覧ください。それでは、税率0.05%留保して1.65%とした場合にどのような内訳になるかと申しますと、プログラム上1.7にした場合は21年度の効果額は2億5,600万円として

ございます。0.05%留保しましたら、その留保額というのは、おおむね4,200万円ということになります。4,200万円のうち、個人については1,500万円の効果というふうな形になります。それで実際4,200万円という2億5,000万円に対して0.05%留保は4,200万円でございますが、実質、対前年度の軽減額としてはどのような形になるかという、先ほど示した10.4%を20分の10.4%ということになりますので、対前年度の軽減額は2,184万円ということになります。それで、内訳としましては、個人が788万5,000円、法人が1,395万5,000円ということになり、米印のところでございますが、法人のうち上位20社分の軽減額が1,000万円、それ以外という部分になりますと、350万円程度ということになります。なお、個人における平均留保の軽減額につきましては合計で、実質、約1,000円弱というぐらいが、平均で0.05%留保した場合に軽減の効果として出てくるという資料でございます。以上です。

委員長（及川 保君） 超過課税の一部留保した額の効果について、今、試算をしていただいたわけでありまして、この年間984円という数字が示されております。ただいまの説明で何かお聞きしたいことがございましたらどうぞ。ございませんか、ございませんね。理解されましたね。

それでは、本件これ6号議案でございますけれども、この付託議案について特に担当課から質疑を受ける必要のあるものがありましたらこの場を出していただきたいなというふうに思います。ございませんか、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） すみません、今回の固定資産税超過税率の一部を、というこの一枚ものの説明の中で一つ確認を。21年度に一度、一応は評価がえを行うということなのですが、これは何年度からというわけではなくて、例えば今年度建てたものも来年になったらもう評価がえするというふうに考えていいのですか。どういうふうな考え方でこれ評価がえと。何年度分以上のものに対しては評価がえとかその辺ちょっと教えていただければと思います。

委員長（及川 保君） 野本税務課長

税務課長（野本裕二君） 3年に1度ですから、その年に建物があればことしもかかります。課税の基準日があくまでもその年の1月1日現在で法務局内に登記してある物件が課税されますし、評価がえというのはここでいうのは3年に1度ですから。ですから去年建てられても評価がえが来年21年に実施しますから、その年にやります。あくまでも3年後というのではなくてあくまでも評価がえは3年3年でやっていきますから。そのとき所有していれば建てて2年であっても1年であってもすべてです。

委員長（及川 保君） いいですね、ほかございませんか。どうぞ、西田祐子委員

委員（西田祐子君） こういうことを聞いていいのかわかるとはよく分かりませんが、例えば、新しく建てた人というのは当然、評価は高いわけですよね。今年度21年度から建てるという、もし税額をふやすということになった場合、白老町において、駆け込みで今年度中に家を建てようかなとか、そういうような傾向とか多少ありますか。それともやっぱり不景気だから建てないとか、やっぱりそういうような傾向になっているのでしょうか。その辺ちょっと、どんな感じなのか聞いてみたいなと思ったのですが。

委員長（及川 保君） 野本税務課長。

税務課長（野本裕二君） 新築の場合は3年間自動的に固定資産税が半分になりますので、そういう形にはならないと思います。新築軽減といった形です。

委員長（及川 保君） それでは、質疑なしと認めます。税務課、行財政対策室の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時26分

再 開 午後 3時28分

委員長（及川 保君） 再開いたします。

それでは次に、超過税率についての議論を行いたいというふうに思います。特別委員会の中間報告では、固定資産税の超過税率を1.7%から1.65%に0.05%下げることとして、その財源を土地売却4,200万円で補うと対案を示したというところでございます。しかし町は、その対案とした土地の売却が不可実なものでございまして、健全計画遂行のためには1.7%を曲げることはできないということで、条例改正案を提案してきました。町は条例改正案の提案という形に、議会にさじを投げられたわけでございますから、議会としても慎重に審議する必要があると考えます。まずは町側が言われているように、特別委員会が示した土地売却は対案となり得るのかどうか、議論をいただきたいというふうに思います。

今、申し上げましたように町が議会側の提案に対して、当初の提案どおりの1.7%について提示してまいりました。その件でこの委員会に付託をされたわけでありまして、いずれにしましても、総務文教常任委員会の中で、結論を付託されたわけでありまして、結論を出さなければならないと、こういったことでありますので、でき得る限りこの超過税率については、この連合審査会の中で一定の方向性を示していただかなければ、総務文教常任委員会としては、結論を出すという、簡単に出せるようなことでは実はございません。かなりの日数を重ねて特別委員会の中で審議された案件でありますので、常任委員会といえども、この特別委員会が示した案件を再度また付託されたわけでありまして、簡単な結論という話にはならないわけでありまして、非常に重いと言わざるを得ない状況にございます。でありますから、この連合審査会の中で、しっかりとした方向性を見出せるような議論をぜひ、していただきたいというふうに委員長として特に申し上げておきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

何回も繰り返しますけれども、かなりの議論を重ねてきましたけれども、今、この土地の対案として土地の売却ということも含めて、ぜひ委員各位の、皆さんの意見をここで、ぜひ出していただきたいなというふうに思います。今、町が1.7%という、そのまま当然出してきたということなのですが、このことについても含めて。

斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 斎藤です。何らかの結論を出さなければならない、結論を出すことは、数字上げればいいわけだから簡単だけれども、私たちは1.65%と出していたのですよね。です

から、いくら話をしても 1.65%になるのだろうと思うのですけどね。ただ、この 1.65%を町側に申し入れて報告も出したと、そのときに 1.7%で、それでも出してきた町側が、我々は 1.65%というのがある程度考慮されてどうなるか見ていたわけですが、その論議をする、1.65%でだめなのか、1.7%ならどうなのか、その間というのがあるのか、そういう話し合いの場というのはどこにもないわけですよ。そうすると、今ここで誰に聞いていいかわからないけども、1.7%でなければならぬと言った町側の、どうして 1.65%だったらだめだったのか。土地の問題、土地の計画を出してそれで積み上げることがあったと思うのだけれども、それもだめだと。その他に理由というのはあるのですか。この町側が 1.7%にしなければならない、もう議会の言っていることは全然相手にならないと、こういうふうに打ち出した、そのわけというのは、これは誰かがご存知なのですか。それが分からないと、ただ対決しているみたいな、こっちは好きなように出した、向うは嫌だと言った。それではとてもそういうやり方では上手くないような気がするわけです。やっぱりそこに何らかの考慮しなければならないものというものがあつたわけですよ。その部分がどなたか分かっている部分というのがあるのですか。ただ町がけ飛ばしたというだけにしかならないのですか。その辺がよく分からないです。

委員長（及川 保君） 委員長として、それがあつたかということですが、そういった細かな話し合いといいますか、議論というのは町側と議会側としての、特別委員会を含めて、なかったと私はとらえております。

近藤副委員長。

副委員長（近藤 守君） 近藤です。議会側、我々は 1.65%という対案を出したわけですが、対案の中身が、数字を出したのですが、それはあくまで工業団地の売却という 4,200 万円ということを出したわけですよ。ただ、それが町側とすれば、それは売れるかわからないものが数字には載せられないということで、蹴られたと言いますか、それに載って来なかったのかなと、そういうふうに思っております。ですから、あと町側として、本当に 1.7%でなくて、それよりもまだ 1.6%に近い数字になるようなものは逆はないのかなというふうに私は聞きたいのです。だから、これは我々は 1.65%で向うは 1.7%、どちらも意地の張り合いになってしまうと、これ、なかなか進まないのかなと思うし、我々も何か探せと言われても、現在ではなかなか探せない。対案はないのかなというふうに思います。

委員長（及川 保君） 先ほどの斎藤委員の意見でありますけど、行財政対策室長がおりましたので、できればそこでちょっと話ができれば、聞いていただければよかったかなというふうに思いますけど。それがなかなか遠慮気味に皆さんされて、そこまで踏み込んで、私の采配も、当然仕方もあったのでしょうけど、聞いていただければありがたかったかなというふうに思います。中間報告では、土地の売却ということで、今近藤副委員長が、町の考え方としては当然、そういうことであつたでしょう。しかしながら、それに、土地に固執するわけではありませぬので、副委員長言われたとおり、それを我々が積み上げてこうやるとなると、非常に厳しいなと、この総務文教委員会の中でも非常に厳しいなという思いはありますよね。

松田謙吾委員。

委員（松田謙吾君） 誰も言わないから一言だけ言っておくけど、いずれにしる 1.65%から 1.7%になった。これは町側の 1.6%から 1.7%にするのは町側の、行政側の考え方ですよ。それで、議会側は特別委員会であれだけ議論をして、そして 1.65%にしよう。私は 1.55%から 1.60%と主張していました。でも皆の大勢の意見を聞くと、1.66%にしようという意見も出ました。私は一步譲って 1.65%にすべきでしょうということ、1.65%になったのですよね。なおかつ私は、あれだけ議論をしたのだから総務文教常任委員会に付託するのはおかしいでしょうと私はきちっと言っています。付託する自体がおかしい、付託すべきでないとも言いました。今これ黙って聞いていると、1.7%でいくべきだという方が誰もいないわけですよ。誰からの発言もないのであれば 1.65%というのはもう決まったものです。決まっているのですから。ですからこれを 1.7%にする、1.65%にすると今議論してもこのとおり、みんなシーンとしているわけだし、今、斎藤委員の言われたように、根拠は何があったってそれもないのであれば、1.65%で、その特別委員会が一応、結論が出てありますから。今何を改めてやるのか、このとおりですよ。ですから、私はもう一度言うておくけど、1.55%から 1.60%にすべきだ、一步譲って 1.65%にすべきだ、1.65%にすべきだとは言っていないけれども、大勢がそう決まったのであるから、それ以上何の話があるのですか。何もなければ 1.65%で議会としては議会の意見ですからこれは。考えですから、それで行くべきではないですか。これは決まった話ですから。

委員長（及川 保君） 6月からそれこそ8月の頭ですよ、かなりの回数を重ねて議論した。それで、結論を議会が出した、議会として。最終的に中間報告をしたわけです。それをまた付託されたわけですから、非常に苦しい状況になっているわけです。今、松田委員がおっしゃったのは、まったくそれはそのとおりであります。それをまた審議するわけですから、今斎藤委員が言われたようなことも、近藤委員が言われたことも当然、そうありますし、町の考え方が分からないとか。

松田委員。

委員（松田謙吾君） もう一言言うておくけども、対案として議会側は 4,200 万円、工業団地の土地をとにかく売るべきだと。それで町側は、とにかくこのプログラムの中、財政再建のために 15 億 9,000 万円の土地を売るのだと。これはきちっと町民説明会もしていますよ。8月2日にもやっています。このコミュニティセンターで 15 億円。それから町政だよりの7月号ですかな、財政再建のために土地は 15 億 9,000 万円売りますとこう言っていて、今、土地が売れるか売れないかわからない。それから議会側がそれを売れるのかという言葉が出たから入れないのだ。では町民に 15 億 9,000 万円土地を売るという、これは売れないからやめますという説明を町側がすべきなのです。きちっと。町側が町民は 15 億 9,000 万円で土地を売るものだと思っているわけですから。この辺の説明はきちっとすべきですよ。ましてやそれ決めるときに。

委員長（及川 保君） 付託されたわけですから、しっかりとこの総務連合審査会という形を取らざるを得ないわけです、付託された場合。だから、やっぱりここでしっかりとあらゆる議論を出してほしい。出し尽くしてほしいのです。何も総務文教常任委員会にゆだねようと、こんなばかげたことを絶対にしないでほしいと思います。私も委員長として、なぜあの場でき

ちょっとした対応が議会としてできなかつたか、本当に私も情けない思いで今、いるのですけど。

西田祐子委員どうぞ。

委員（西田祐子君） 西田でございます。私自身もやはり、松田委員と同じ考え方であります。前回8月1日にあの特別委員会で1.6%と一度決まったわけですから、それが小委員会で、よく分からないのですけど、1.65%ということで、それだったら全員が一致するからということで、たしか全員一致ということで納得したはずなのです。それで今回また委員会で付託するということは私、非常に疑問に思っていたことが一つありまして、それでは1.65%というのは反故にするのか、なしにするのか、そういうことをまず確認してほしいと思います。そうでないと、もし1.65%を反故にするというのであれば、私、一番最初に主張しておりました1.6%とか1.55%とか、そういうものに主張したいと思います。その辺、皆さんどう思っているのか、まず伺ってみたいと思います。

委員長（及川 保君） 西田委員、まったくそのとおりだと。変にとらえないでいただきたいのは、今、西田委員のお話ありました、それは個々で、皆さんと1.65%という確認をした最終の中間報告、これは先ほど松田委員がおっしゃったように、それぞれの皆さんが苦渋の思いで、これは皆さん譲っているわけですよ。西田委員の今、発言にもありました。そういうことなのです。ですから私も言いたいことがありますけど、それは言いません。それは決まったことです。皆さんと一緒に決めたことですから。1.65%でいこうと、いくのだよと。たまたま、その土地の部分しかありませんでした。小委員会の中でもいろいろ論議を重ねましたけど、その時点ではなかなか、この土地以外の、当初はまだ国保の部分があり、振興公社の部分ありと、いろいろあったのですけどね。それが除かれたということで、結果的に土地の部分が残ってしまったということだったのですよね、状況は。それぞれの皆さんの思いはありますけど、ぜひ、前のほうには戻っていただきたくはない。私も総務文教常任委員長として、俺はこうだから絶対にこれでいくと当初の考え方で進められたら、もうこれ全部バラバラになってしまいますから、そうですよね。せっかく何のために特別委員会苦労いたしました、皆さん。

斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） そういう話になるのであれば、1.65%はみんなの総意で決めたことですから、その場で一発採決して否決するという方法しかなかったわけですよ。それで、そうやって考えると、これからの運営というのが、そういう、今度はお互いに責任はそっちだこっちだということになって対決するという、これからの運営上の対決の場になってしまう。お互いに歩み寄るとかそういうようなことというのが一切なくなってしまうだろうと、そういうことも考えられるのです。だから、そうやって考えると付託をした意味は何なのだと。やっぱりそこに、この1.65%と1.7%との間に何か考えている落ち着かせるところ、これは誰のために落ち着くのではなくてね。議会のメンツにかけて、町のメンツにかけてどこにするのだではなくて、町民のためにどこに落ち着かせるのが一番いいのかと。全体の総合的な判断の中で、どこへ落ち着かせることが一番いいのかということを、我々は探らなければならないのだから。だから、付託をして少し時間を置いて、そこで信用をして、さらにいい方向がないかどうか、

それをやめてしまえば全部対決になってしまうよと、それを避けたわけでしょう。だからそうやって考えると、これが一つの方法だったろうと思うのですが、私に言わせれば、そこまで詰めていったのは誰なのだとはいいたくなるのです。その前にもっとやることなかったのかと。一発勝負、対決してしまいうまに。そういう、あの状態に持っていかざるを得なかったのかと。それができなかったから、今付託されて、時間を取ってもう一回考えてみようということになったわけでしょう。私たち 1.65%と決めたときに、やっぱりそれは 1.65%と決まったから、はい、議会の意見は通りますなんて思っていませんよ。その中に町とのバランスの中で、どこかで落ち着かせるという、そういう力が働くから、それを信じていたのです。そういうものが一切なしにね。これ間違いですか、こういう考え方するの。何でもこの議会の場でばちっと決めてしまうという形で進むのもあって、進んでもいいのかもしれない。だけど、それで力の関係で、運営していくだけではやっぱりうまくないだろうと、こういう難しい問題。

今、町の不信にかかわる問題なわけでしょう。もういろんな物の考え方というのがあるはずですよ。町としても本当にもうぎりぎりのところで考えているのでしょうか、きっと。そのときに議会としてもぎりぎりの線で、どこまで譲れるのかという話し合いというのは、どこかで詰めなければならなかったはずですよ。それが無いというのが私はおかしいと思っているのです。違いますか。だから、そのこのところをこれから本当にできないのか、どうなのか、これを考えるのも、これを付託された中での一つの仕事ではないのかなとは思っていますけど。私は、その数字でもって、はい 1.68%にしましょう、1.67%にしましょうと。そんなバナナのたたき売りみたいなことはもうしたくありませんから。ではどこで落ち着かせることができるのだと、町との関係の中で、その部分を探らなければならないのではないですか。

委員長（及川 保君） 齋藤委員のおっしゃることは、まったくそのとおりだと思います。どんな政治判断も当然しなければいけないところも出てくるのだろうし。当時の特別委員会が、私も含めて、そのあたりの最終的な中間報告をするに当たっての努力が必要だったかなというふうには、痛切に感じてはいるのです。委員長として、そのあたりが先ほど先般の総務文教常任委員会の中でも齋藤委員が今、そのようなご意見が当然出てきていました。これは既に終わってしまったことですから、今後、そういった意図も含めて最大限の努力はしていかなければいけないというふうには思っております。

山本浩平委員。

委員（山本浩平君） 今の齋藤委員のご意見なのですが、もっともだと私は思っています。それで、こういうような状況に至った経緯を今さら分析しても仕方ないのですけれども、今後の議会運営のことを考えましたら、これは私はですよ、行政側も議会側も両方とも、その努力にちょっと欠けていた部分があったのかなと。議会だけでは決してないと僕は思います。行政側だって、やはり議会側の示した数字と、どうすり合わせていくかという努力も、これはでは向こうのほうが言ってこなかったから、うちは待っているのだとか、それはもうお互いだと思います。ですから、今後この連合審査に付託されたわけですから、その辺のところを探るべきだと思いますし、私は今の段階においては、議会が中間報告として 1.65%という具体的な数字

を掲げたわけですから、これは今の時点においては、絶対に崩すべきではないというふうに個人的な意見としては思っています。今から議会側が、では1.67%とか1.68%でどうだとか、こういう話ではないと思います。やはり1.65%で、その根拠は何だという中で、例えばこの土地の4,200万円は根拠に乏しいから、例えば乱暴な言い方をすると、あと議会のほうで責任持ってくださいよというような行政側の態度であれば、これも逆に行政は無責任だというふうに思いますから、ではそれぞれの、いろいろな主張があったと思いますよ。私はいわゆる1.7%というのは、固定資産税と町民法人税のアップですよね。これは非常に固定資産税というのは町民一人一人にも重くのしかかっておりますけれども、実質企業に重くのしかかる状況なのです。評価がえだから10.4%だと実質は。しかし計画としては20%アップを計画していたわけです。これは非常に償却資産も入ってくるわけですから、企業経営されている方というのは非常に厳しい数字です。それで、今、町もこういう財政ですから、景気浮揚対策的なものできたかという、全くできていません。これからの計画もない、一つ一つ例を挙げていきますけど、例えばバイオマス事業。これもいろいろな計画の中で、多分金額を下げるとか、そういう部分もあったと思うのですが、今までは大きなプロジェクトあれば必ず町内業者に部分発注をされたわけですよね。これはやらなかったわけですよ。いわゆる、例えばここは設備のほうはここですよ、建築はここですよ、みたいな部分発注的な形ではやらなかったわけですよ。ぼんと一つの発注方式でやっているわけですよ。こういった部分もある、あるいは民間仕事もありますけど、いわゆる安愚楽さん。さっきの名前挙げますけども、安愚楽さんあたりも当初、町の産業経済課の説明であれば30億円の経済効果ですよというおふれ書きでしたけれども、実際は規模も縮小でもあり、いろいろな事情の中で、現地でプラントを建てて、粉は外国産の粉を使ってみたいなことですから、決して経済効果、当初のふれ込みの状況ではない。こういう中で、景気浮揚対策のない中で、企業に対して、非常に厳しいこの固定資産税のアップ。これに関しては私はやはり賛成できませんので、その分広く個人町民税をわずかにアップするだけで、その4,200万円は出てくるわけです。本当にわずかな金額で済むというふうに私は試算していますが、持論としてはそういう持論です。

それで、それぞれ様々いろんな意見があると思うのです。例えば、第3商港区を少し考え直したほうがいいのかとか、規模をもっと緩やかにやったらどうだとか、そういう意見もあります。それぞれ皆さん議員一人一人意見は違うと思うのです。それを、町側がやはり1.65%にするためにはどの部分をどういけばいいのだろうかということ、やはり検討していただきたいと思うのです。土地だからもう説得力がない、あとはもう議会の責務で1.7%に賛成しないのであれば議会で考えてくださいということであれば、これは乱暴な話でありますので。ですから、これから連合審査会の中でいろいろ議論を重ねて、そして、調整できるものはしていくということが大切でないのかなと。今の段階では1.65%で堅持すべきと私は思います。

委員長（及川 保君） 非常に、町民のそしてさらに大変厳しい、この今、経済状況下に置かれている企業の、きょうの説明にもあったように法人税、非常に厳しい状況の中でのアップということでもありますから、どちらに目を向いているかと言われる議員それぞれお一人の、皆

さん、姿勢もこれから大事になってくるかと思しますので。今の山本浩平委員の私個人という思いも今、語っていただきました。

西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 西田です。法人税につきましては、2割アップということで、ほぼ議会のほうとしてもあのまま仕方ないのではないかという考え方で、固定資産税もということになりましたけど、正直言いまして私も山本委員のおっしゃるように企業にとって今一番厳しいときだと思うのです。特に、ことしの正月が越せるか来年越せるか、今そういう状況です。先ほどもちょっと前田委員の質問にもありましたけども、例えば森野の体験館の冬期間閉鎖とか、循環福祉バスのこととか、高齢者大学の自主運営だとか、こういうことを議会側が提案したことに対して町側は何か一つでも、検討中とは言っていますけども、具体的に、本当にあの数字を積み重ねて検討していただいているのかなど、ちょっと今回疑問には感じていたのです。ですから、細かいかもしれませんが、細かい数字を上げてくれということが、最終的に4,200万円の数字になっていくのではないのかなど。せめて満額ではなくても、それに近いだけの数字を当然上げていけると思うのです。その辺をぜひ、議会側からも一度、その辺の数字をきちっと算定してみてください。それで、どうしても無理だというときにはまた話し合いましょうということがあってもいいのではないかと思うのですけども、それをしていただけたのでしょうか。それをまず聞いてみたいと。本当は理事者がいらっしゃればお伺いしたいと思います。

委員長（及川 保君） 西田委員、各委員、皆さん同じ思いだと思いますので、次回15日10時から連合審査予定しておりますので、このあたりのことも含めてきちっと対応したいと、委員長としてそういうふうに感じております。きょうは、皆さんの今出されているような意見をぜひお聞きして、15日に反映していききたいなど。局長はきょうで大体決まるのではないかという話がありますけども、私は、そういう思いでは、実はいません。ぜひ議会が一致団結してこういうことはないわけでありますから、今まで議会においてはね。それをやり遂げた、確かに町側としては不確定な内容を突きつけたようなことでありましたけど、議会の意思としてきちんと腹心しているわけですから、その部分をしっかりと大事にして、次回の委員会に臨みたいなというふう考えております。

ご意見のある方はどうぞ。氏家裕治委員どうぞ。

委員（氏家裕治君） 僕は、この連合審査会というのが設けられた意味というのは、先ほど斎藤委員も言ったかもしれないけれども、確かに特別委員会の中では中間報告として出した結果というのがあります。それで、あるけども、例えばその財源については、これしかないのではないかと。でも、これしかないという形の中でみんなの議会として出したものが工業団地の土地造成の売却に絡むものでしたよね、財源としては。ただそれを町がのめない、それはちょっと難しいと、プログラム上では難しいとなったときに、では先ほど言ったとおりに、それは一発審議して、では議会の中で、議会がそれに否決した形のなかで、ではその財源についてのことまで考えられる状況にあったかどうかということが、僕は一つの問題だったと思うのです。そのために、そういったことについて議会でもう一回議論しましょうということが、この

連合審査会に入った経緯だと僕は思っています。

ですから今、山本委員が言われている部分、ほかの皆さんが言われている部分で、いろんなもの、これからの例えば課題というのがありますよね。町が持っている課題、例えば商工会だとかいろいろな部分の人件費の問題だとか、いろんなもの。そういったものを議会として積み上げていったときにこそ行政との話し合いというのできるのであれば、そこで例えば僕が、極端な話かもしれないけども、4,200万円というのを例えば今年度これをここで決めなければいけないものなのかどうかということ自体も、やっぱり今回ここで話をしていくべきことなのかなと思うのです。ということは、例えば審議半ばで、中途半端な形の中で出す問題ではないと僕は思っていますから、例えば12月までの期間があるからという感覚も一つかもしれないけれど、そこまでにもし至らないのであれば、もう1年待ってもいいのではないかなという感覚で考えてもいいのではないかなと思っている一人なのです。例えば、21年度から始めるのではなくて、もう1年くらいこう、しっかりとその辺の財源の確保に努めて、やってもいいのではないかなと思うぐらいの気持ちでいるのです。ですから例えばこの連合審査会の中でもって皆さんからいろんな話を出すというのは、例えば変な話あれですよ、軽自動車税。

委員長（及川 保君） 今発言中ですが、これ例えば1年引き延ばすということとはできないよね、これ今12月に。

委員（氏家裕治君） 差し戻すということとはできないのですか。もし結論が出なかった場合、どうしても採決になってしまうのですか、12月。僕は、その辺がちょっと、例えば議会の、先ほども言ったとおり、一発で否決したときには、議会の責任の中で例えば財源の確保や何かは、議会だけでは決められないから、結局は行政とのすり合わせみたいな部分がそこまで出てきますよ、はっきり言ったら。でもそういった議会のルールの中で進められていかなければならないものだとすれば、やはり今回のこの連合審査会の中でしっかりと結論を出していかなければならないという話になりますよね、はっきり言ったら。でも、もしそういった例えば差し戻し、結局結論が出なかった場合は差し戻しという部分のそういった請求みたいなものはできないのかどうかということも、僕はこの連合審査会の中では話し合ってもいいのではないかなと思っています。そのためには、それを前提に持っていくわけではなくてね。

委員長（及川 保君） なるほど、確かに、今一発で決めて、やるべき問題ではないだろうと。もう少し1年とか、期間をみてもらえば議論できるだろうと。

委員（氏家裕治君） それを前提に持っているわけではないですよ。ここでいろいろな意見が出て積み上がっていったときに、やはりそれは行政とのいろいろな話し合いになりますよね。なぜ、これができないのか、この金額の部分については努力すればできるのではないのかという議論まで僕は行くと思います、この連合審査会の中で。ただ、それができなかったときのことを、そこまで予測の話はしませんけど、見切り発車的な部分で結局最終的に議会としてはこれを押し通すという形でやってしまったときというのがやはり議会の責任が大きいと思います。

委員長（及川 保君） いずれにしても今の、その差し戻しという案というか意見として出ましたけど。局長。

議会議務局長(上坊寺博之君) 基本的に条例で案が成されていますので、差し戻しという、そういう行為はございませんので、採決取らなければならないです。ただ、町側が撤回するという意思があれば、議会の議決によって撤回を認めることはありますけど、基本的に議会側から議案を戻すということはありませんから、議会は議決機関ですから出されたものに対していいか悪いかわからず修正すると、この方法しか、町側の意思がないとすればありません。

委員(氏家裕治君) では、それについてもう一回。

委員長(及川 保君) 氏家裕治委員。

委員(氏家裕治君) 例えば、今手法のことについてちょっと聞いていますけど、そういったことを今こういったところで議論すべきではないのかもしれないけれど、例えば議会のこの連合審査会の中で、本来もうちょっと時間があればもう少し詰めれば形になるのにとこの時間切れの中でそういう話になったときに、それを行政側に突きつけたときに行政側は、例えば21年度に出発できないとすれば、1年間の撤回と言ったら変だけど、検討期間というのは行政のほうに求められるものなのではないでしょうか。その辺についてちょっと聞きたいなと。撤回するという部分であれば次にはもう出せない話になるのか。議会提案としてしか出せない話になるのか。

委員長(及川 保君) 局長。

議会議務局長(上坊寺博之君) 撤回しても、今は通年議会ですから、基本的に認めているのは定例に開くときであれば出せる、それは認めていますけど、ただ1年間、その前提で考えなければならないのは、1年延ばすということになれば2億6,000万円の歳入プログラム上の結果が今の1,000万円、2,000万円という話ではないですから、その部分を町が数値的にクリアできるのでしたら撤回して検討するということもあり得るかもしれません。ただいずれにしても、議会から町側にそういう投げかけをして撤回させるという方法もありますけど、それはあくまで主導的には町側が撤回するかしないかというのは、町側だから。

委員(氏家裕治君) 手法については分かりました。

委員長(及川 保君) 熊谷雅史君。

委員(熊谷雅史君) 私は、今回の税率の問題の中で町側から提案してきた一律20%アップの絡みから細かく分析していくと、特別委員会の中でこういうパーセンテージだということがわかったわけです。実質的な10.4だとかそういう数字が出てきている。それも理解ができるようになった。その中で皆さん議論している。それは松田委員がおっしゃったように町民の負担を軽くするという我々の立場。これやっぱり貫く、議会議員としての責任はあると思うのです。それで、その中でああいう中間報告を出して、町側の要するに姿勢を見ていたのだけでも、今回の定例会9月会議のときに1.7%ということで条例提案をされた。その中身について通常であれば今言われたとおり一発採決ですよ。そうするとあの状況の中では僕は誰も賛成しないと思います。そうなったときの町側では先ほど山本委員が言ったような考え方も出てくると、議会ではどういふふうにするのだと、こういう対立姿勢も出てくると、これやっぱり、極力避けなくてはいけないと私はそう考えます。だから委員会に付託をされる中身については僕は緊急避難だと思っていますから、中身は変わらないですよ。それで、今言ったようにいろんな事

例が今出てきました。考え方というのはほとんど総論賛成、各論いろいろです。いろいろですと言ったように不足分は土地造成を売ったその財源に充てればいいのだと。軽自動車税は上げてそれを充てればいいのだと。みんな個々思っています。だけどそれは町側に言ってもその作業の積み合わせをするという考え方があるのかないのか分からない。それにこれをプログラムの先ほど言ったように、局長が言ったように数字でこっちを優先にしたいという考えが先行しているのか、それも見えない。そういう中身ではやはり議会も、ただ単純に採決ということにはならないと思います。もうちょっとやっぱり議論が必要だと思います。その総論に向かって。

委員長（及川 保君） 委員、あの特別委員会の中でそういう意見をばんばん出してほしかったのです。だからその総論も含めてね。

委員（熊谷雅史君） 委員長、それは、そういう言い方は違うと思います。今回は、町側の条例提案について我々が中間報告したのとは差があるわけですから、考え方に。ただ一発 1.7%にしますというだけの話を、そのことから言ったら我々は反対なわけです。我々が示した中も中間報告に書いたけど、それはここにも示されています、土地売却は盛り込めないとプログラムの中にはそれしかないでしょう。そうしたらこの部分はどうなのだ、この部分はどうなのだ、温水プールは我々の意見は通りましたよね、それから要するに保育料だって我々の意見が通ったではないですか。ある程度は。考えていただいたのではないですか。町側だってそういう対応していますよ。ただ、この税の問題については我々があれだけ精査して話をしてある程度集約して出したものが、いや町側としては 1.7%でいきますと言ったらそのことに対してはみんな、僕は反対だと思いますよ。それで、それを付託しないで一発採決ということになると完全にその中身見えないだけで終わってしまうのではないですか。それで、先ほど言ったようにそれを特別委員会の中で言いなさいと言っても 1.65%で来るものだと思っているのに来なかったわけですから、その論議は僕はできなかつたと思いますよ。

委員長（及川 保君） おのおの意見があると思います。今、熊谷委員の意見もまったくそのとおりだと思います。ある意味で皆さんの考えを出していただければありがたいのですが。松田謙吾委員。

委員（松田謙吾君） ですから特別委員会でやりましたよね。それで、あの大型補助金カット、これも出ましたし、あと今もろもろ出てきたのもある。それからあの森野小学校の分も後からまた出てきた、これもある。では、そういう町の考え方が、きちっとやっぱり出ていないのだよな。一つも出てないでしょう考え方が。こっち側から大きな意味の対案として、各議員が出しなさいということで出した対案だよな、並んでいるのが。町側は 1.7%、1.65%でもこれは土地の売却は見込めないということで 1.7%で来たわけだよな。ですから私は一発で決める、決めないというよりも議会全体が 1.65%で行こうと決めてそれ以上何を話すのかなとさっきから思っているのだけど、出ようがないのだ。議員というのはみんな個々で意見をどんどん述べるべきですし、例えばこんなこと言って悪いけど、共産党さんは一般会計だってずっと反対もしてきた経緯だってありますよ。これはみんな個々ですよ。それでもちゃんとみんな議員やって 1 年間働いていますよ。ですからみんな意見というのは自由に堂々と町民のために代弁

して述べるべきであって、何も町側のどうのこうのと、我々が要らない心配することないのですよ。我々も考えはまとめたら堂々としゃべってればいいのですよ。私はそう思っている。

委員長（及川 保君） まさに、全くそのとおりだと思うのです。議員個々の、この活動というのは、当然その議員それぞれの活動でいいと思うのですけども。たまたま今回、こういう町の厳しい財政状況の中で示されたものとして、議会として一致して皆さんと議論して出されたこの 1.65%という超過課税の部分について何とか対応しようという努力をしているわけございまして、何とかまたご協力をお願いしたいというふうに思います。

氏家裕治委員。

委員（氏家裕治君） 委員長、僕思うんだけど、確かに中間報告の重さというのは、今皆さんが議論しているとおりにすごく重いものがありますよ。特別委員会の報告ありましたよね。今まで様々な議論をしている、最終報告、様々な議論をされてきたこと、それを、例えばうちらが金額というか財源としての積み上げはしてないのですよね、はっきり言って。今回、この連合審査会が設けられた一つの思いの中に、そういった皆さんの意見を、例えば単位がどのくらいの範囲か分からないけども、そういったものの積み上げも、今後やっぱり必要になってくるのではないかの思いから始まったことなのではないかと僕は思うのです。だから例えば、こういう議論をずっと延々としたって終わらないのではないですか。はっきり言ったら。何かテーマを設けてやらないと何のためにではこの 1.65%行政にのませるのかという何かがないとただの空論で終わってしまうような気がするのです、僕はそういうふうに思っているのです。

委員長（及川 保君） 今氏家委員が言われたことも当然、今松田委員もそうなのです。我々はいろいろなものを出したのだけど、検討を全然町でしたのかということも含まれていると思うのです。今、委員が言われたそのとおりだと思うのです。これ大事な、いろいんな提案、実はしているのです。ですからこのあたりをどうにかきちっと整理しなければいけないと、今、私も改めて感じたのですけども。何とかこの委員会でそういった攻め合いができれば、できないものかなという思いが実はありまして、今委員が言われたこと、これ大事な部分かなと。ですから 15 日、また連合審査予定されておりますけども、どうですか、この部分をきちっと整理ができるような形に取れるかどうか、今、皆さんそういう意見もありますけども、皆さんがどういう意見を持たれているか、まだ何かいい案があれば出していただきたいというふうに思います。そうすると方向に向かって、きょう 10 日ですから、あと 5 日ありますので、何らかのきちんとした対応できないものが努力したいと思います。いずれにしても理事者が次回は出席予定になっておりますので、担当課も必要になってくるかどうか。

大淵紀夫委員。

委員（大淵紀夫君） 僕が思うのは、1.65%という数字はあるのですよね。それは議会が決めたことなのです。それは私も認識しています。だけど、中間報告で 1.65%というのはきちっと町に言ったわけですよ。にもかかわらず町は 1.7%出しているわけです。そのところをちゃんと僕ら認識していないと、中間報告で一回 1.65%で出したものは町は違いますよと言ってきているわけです。もうはっきりしているのだよ。違うと言ってきているのだよ。それに

対して今の段階は新たな段階なのです。もう次の段階に行っているのだよ。そこを、またそれ戻ってだから私、斎藤委員言った意見というのは僕も黙ったのは、斎藤委員の意見と同じだから何も言わなかったのです。もうその部分は飛び越えて行っているわけよ。それで、ではこのところで何を考えなければだめかということをして斎藤委員が今、言ったのです。それは1.7%でこっちは1.65%で出したのだから、それに対して、1.7%で出てきたのだよ。では新たな段階なのですよ。もう次の段階に行っているわけ。考え方としてそういうふうにならないと、次に進まないのだわ。それでも1.65%で我々決めたのだから、それだったら向こうはだめだと決めたのだから、それで行くとしたら本当に財源なのか、政治的な駆け引きなのか、そこはこれから新たに判断すべきものだと私は思っているのです。

だから松田委員言われたように、思っていることをみんな言わなかったらそうならないのです。例えばこの問題を1.65%で議会が条例提案をするときには1.7%というので、向こう出てきているわけだから、それを議会側は下げろと言ったのではないのだよ。下げろと言ったのだったら否決すればいいのだ。下げろと言ったのだったら、1.7%ならだめだからもっと下げてやれと言ったのだったら否決してもいいでしょう。だけど我々は1.65%だよと提案したわけだから修正案出さなければだめになるわけ、今度は。それは議会で通ったらそのまま通るわけさ。条例では1.65%になるのだよ。そうなったときにいろいろな影響が出たり、町民にとってはすごくいいことだから僕もそれは1.65%に賛成しているのだから。だけどいろんな影響が出たりしたら困るから、ちゃんとそこら辺はきちっとしておかないとだめだよという意味のことを斎藤委員は言っているわけでしょう、さっきから言っているのは。だからそういうことを、やりながらやっていかないと、その辺どこ行ってしまふか分からなくなってしまうというふうにならないようにしておかないとね。それでもまだ拒否したら、いや1.65%拒否するかもしれないし、条例上そうだったら1.65%で決まるわけだから、だから差し戻しという表現したけど、取り上げてもらうことはできると思いますよ。今までだって退職するときにあの再任用。あれは議会が否決というかだめだよと。やってしまったのだから。だけどまだ出したでしょう。今通ってしまったのだから。1回だめにしたのが通った。そういうことはあるわけよ、いくらでも。だからそういうことも含めてきちっとそういうことを、やっぱり筋道をちゃんとしておく必要があるという意味のことを斎藤委員言ったのだけど、僕はやっぱりそのところは、とても大切な部分だと新たな段階にきているというところで考えるべきだなと思っているのですけど。

委員長（及川 保君） 吉田和子委員。

委員（吉田和子君） この間の、この連合審査を進めるときにどうしたらいいかということで、総務文教常任委員会でやりましたよね。私もそのとき述べたのですが、一つ確認してほしいと委員長に言いましたよね。連合審査をやったときに1.65%はきちっと通すのだと。それをやらないと私はこの連合審査全部で対案ということはなかなかできないだろうと。それで、私はその意思は変わらないと、1.65%の修正案として出すということになれば、先ほどから皆さんいろいろな附帯意見を出したと。それに対してどうのこうのと数字的なもの何も示されないとはいっていますが、私たちにも調査権あるわけですから、行政のいろんな事業、行政評価

も全部、外部団体でしていますよね。そういったものを全部委員会としてさらってもいいと思うのです。その中でできるものできないもの、必要ないもの、そういったことがなくて、それは金額がどれくらいのものになるかと積み上げて、それをよいしょと出して、それでこういうふうにはできるのではないかという、それをこの中に意思統一できたら総務文教なら総務文教委員会に一回持ち帰って、そういうふうに対案として出せるものがないのか金額的にはどういう上積みができるのかということを引きちとやって、そういったものができたときにそういう一つのものとして出すべきだと思う。もちろん、行政側が数字的なものを出すのは当然、当たり前なことなのかもしれないですけど、できれば議会側も、1.65%にしないで、1.65%でやるべきだと言った以上は、土地はだめだということですから、では他のものないのかということ、議会側もきちと調査をして、それで、それを対案として出すべきだというふうに考えます。

委員長（及川 保君） ほか、ございませんか。

私も非常にちょっと進め方に問題がございました。一足飛びに、町が土地がだめだと、こういうような示し方。次にまた段階に飛び越えて今、皆さんそれを含めて、意見をお聞きしていたのですが、この土地の部分が、当然公式に町に提案されているわけですから、この部分もきちと判断して、次の部分に進みたいなというふうに思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時28分

再 開 午後 4時45分

委員長（及川 保君） 再開いたします。

一つ、この総務文教常任委員会に付託されたわけでありまして、この土地を前提にして1.65%という数値を示したわけでありまして、この土地の部分について、全体の委員がおられますので、確認しておきたいなというふうに思います。

町が示した1.7%に対して1.65%、これを根拠として土地を売却するということを総意として町側に示したわけでありまして、これが非常に厳しい、この土地では難しいという町の考え方でございまして、議会としてこの判断はきちとしたけじめをつけないといけないという部分が一つありまして、このあたりで皆さん、ご意見ございましたらどうぞ。山本浩平委員。

委員（山本浩平君） 今までの特別委員会ですとか、小委員会、私も小委員会のメンバーだったものですから、その中でこういろいろ議論を重ねてきた中で大変感じたのは、この土地というものを、これが一番なのだということで土地を出してきたことではなくて、様々な意見があったと思うのです、私どもの議論。会派のほうは浅く広く軽自動車税ですとか、個人町民税を本当に薄く、広く取ることによってその部分埋められるのではないかという意見でした。その前の意見はうちとしては、今この席にはおりませんが病と闘っております同僚議員が、長い期間でやるべきで、もう少しその28年度ではなくて、もう少し長いスパンにかけてやるべきだと強い意見だったのです。これも私ども当初は賛成で、それを出したつもりであります。しかしながら町といろいろな協議をして、いろいろな皆さんとの議論を重ねる中で、その長く

やることによって、では勧奨退職を強いられた人たちはどうなのだとか、あるいは若い世代の役場の職員が長くすることによって、もう役場で仕事はしないと、もう20%カットがさらに何年も続くのなら辞めていくぞと、士気に影響するというようなことがわかってきたものですから、それもちょっと難しいということで引っ込みました。共産党さんも、どちらかと言えば当初そういう長いスパンでやるべきだという意見であって、土地でやるべきという意見ではなかったと思うのです。これはいろいろな事情の中から苦し紛れに出てきた状況かなと。それで、もしこの土地を全面的に出すとしていけば、これは想像ですけれども、報道機関は根拠なき対案というような形のなかで報道されるかもしれません。それを町民が受ける。それで、議会で町民説明会みたいなので説明してもらいたいと、議会報告会やっていただきたいと団体でこられたときにやらざるを得ないです。そうなったときに非常に議会としては苦しい立場になると思いますので、ここは一度、この、なかなか土地というのも相手があることですから、これを根拠に持って売っていくというのは非常に難しいと思うのです。ですからここは一たん違うものをやはり見つけていかなければならないというふうに思います。それと、先ほど申し上げたことをもう一度しつこいようですけども、この法人町民税の20%と固定資産税の20%アップというのは、町は、こういう言い方をすれば失礼かもしれませんが、私は随分安易な案だというふうに思ったのです。というのは、一番影響力があるのは、大企業から多く徴収できるわけですから、まとまった金額が取れるわけですから、安易にそれをもってきたと思ったけれども、一番影響受けるのは中小企業なのです。ここをやはりしっかりと考えていただきたいということで、1.7%に関してはやはり賛成できない。他の1.65%に近づけるために何か対案を、土地以外のことをここはやはり考えていくべきではないのかなというふうに私は思います。

委員長（及川 保君） わかりました。繰り返しますけども今山本委員の発言は、整理しますと、この土地の問題は非常にこれ、苦渋の中での決断だったと、こういう、皆さんそういう実は思いであろうかと思えます。非常に不確定な要素を町に提示したというのは委員長としても非常に今の段階で、厳しいものを提示したという思いではあります。

それからもう一つは、安易な超過課税に求めた法人税、住民税ということであれば、非常に幅広く徴収できるものを、何か限定して、これはいかがなものかと、この部分も含めて検討する必要があるという意見だったと思います。皆さんいかがでしょうか。この土地の売却提示につきまして、このまま簡単に別の案を利用するというに多分ならないと思いますので。このあたりを整理しておきたいなというふうに思います。

氏家裕治委員。

委員（氏家裕治君） この場は連合審査ですから、いろいろな個々の意見を先ず出し合うことが必要だと思います。それをもって総務文教の中でしっかり議論してもらいたいと思うのですけど。僕もやっぱりこの中間報告で出した財源としての土地、これはやっぱり無理があると思います。無理があるということは、結局それは無理だよということでもって行政が突き返したものですから、それにでは裏づけがあるかということは今議論したところで、多分それは出てこないでしょう。やっぱりそれに代わる、例えば今行政がこれからの課題として考えている

人件費の問題だとかいろいろなものを来年度予算に組み込んでいかない限りは、多分この実現というのは成り立たないような気がします。仮にゴリ押しと言ったら変だけでも1.65%にしたとして、1.65%でもって土地の売却みたいな形で議会を通したとしても、逆にそれが後々、町民の新たな負担になるような問題になっては、これ何もならないことなのですよね。これ議会のプライドや何かでもって勝負している話ではないですからね。ですからそういうことを考えれば、やはり新たな財源というものを今の行政の内部というか、その行政改革の中の、そういった財源、生み出すべき人件費だとかいろいろなものについて、今回の特別委員会で報告された最終報告の中でされている部分、もう一回やっぱり洗い直してやっていくことが必要なのかなと、新たな財源を税にまた頼むという話になってしまうと、意味のない話で1.7%で通している話になってしまいますから、僕はそういうふうに思っています。ですからまずは、今の土地のことが財源としてみなされるかどうかという話を皆さんに聞いているわけですから、そういった面で考えると私はそうではなくて新たなものについての考え方で進めるべきだと思います。

委員長（及川 保君） 分かりました。どうでしょうか皆さん、それぞれの意見ありましようけど、この土地の売却について、今回の税率を下げるという条件として提示したということは非常に問題があったと言わざるを得ない現状ではあるという認識でよろしいでしょうか。

ほか、意見がございましたらどうぞ。近藤守副委員長。

副委員長（近藤 守君） 私は最初に言ったように、まだ極端に町の提示に従うとか我々が1.65%でゴリ押しするとかいうのではなくて、まだ何か探せば積み上げできるものがあるというふうに思うのです。それをもう一度きちっと精査してやって、その後もこの最終結論出すのは遅くないのではないかと思いますので、何点かは聞いたことがありますので、その辺の小さい数字でも積み上げていくのがまず、最初にやるべきかなというふうに思っています。

委員長（及川 保君） ほか、ございませんか。土地の部分はよろしいですか、今出された意見を総務文教常任委員会に反映させなければならないのです。ございますか、大淵紀夫委員。

委員（大淵紀夫君） 大淵です。それは今、結論を出さないとだめですか。対案ないのに自分たちのつくった対案なくすというのは、僕はどうもよく分からないのだよね。そここのところをきちっとしないで進んでいくというのは、事実松田委員が言ったように、15億9,000万円は、町が売ると言ったことは事実なのだよ。我々は売れるのかと言った立場なのだ。だからそういうふうに修正したっていいわけでしょう。論理的には成り立つさ。だけど、彼らだって一回売ると言ったことは事実なのだよ。松田委員の言ったとおりだよ。だから、もちろん現実を見るとそうかと思うから、それは分からない話ではないのだけだね。こっちの対応が何も無いのにそっちだけおろしますよなんて、そんなことになるのかなと僕は思うのだよ。だから先ほど吉田委員が言ったように例えば、今出ているのはバスの問題、それから高齢者大学の問題、それから大型の大きな外郭団体の人件費の問題。もう1個、森野が一番最初から出ていたかちょっと分からないけど、この3つくらいは町にきちっと言ってシミュレーション出させましようよ、議会で。何もこっちなんかやらないで、町にこのことについて、あなた達やると言っているのだから、いついつまでにきちっとシミュレーション出して提示せよと何点かの。我々計算して

そんな金額なんか出せますか。だからそういうシミュレーションきちっと出させると、例えばバスだったらこういうふうにしたらこれだけ、こういうふうにしたらこれだけというのを出示てもらえれば町のほうにシミュレーションしてもらったほうがいいのではないかと。そうでないと、そうしたらどうやって、例えばこの大型外郭団体、俺らが勝手に社協一人削るとか、そんなことができるかと言うの。そして、町にそういう議会の考え方は今までは何度も言っているのだから、その点についてのシミュレーションを1カ月で出せるか半月で出せるか分からないけれど、いつまでに出せるのだと、これについては本当に議会も議会の政治性は欠けているわけだから、それについては最大限残業で残ってもらうこともあるけども、最大限努力していつまでつくって出していただけるかという相談をきちっとすると、やれと言うのではなくてね。本当に大変だと思うのだけど、あなた達もこれは絶対にやらなければだめなことなのだから、それを早めたらいつまでできますかということをお願いして、まずそれを出してもらうというような考え方でいかないと、我々がやるなんて僕はできないと思うよ。だからそういうことで、それを出た段階で、3,000万円出て4,200万円のうちの3,000万円出たら1,200万円は土地売ると言ってもあり得ないことではないのではないの。全部土地がだめだと僕は思わないけど、町だって、28年度まで全部売りたいという案出ているのだよ。売りたいという案。そしたらそういうふうにしたほうが僕は合理的だと思うけど。例えばそれが4,000万円まで行ったらあと200万円でしょう。200万円くらい土地売りなさいよと言ったって悪くないのではないですか。そのとき土地はやめたと言って売れなくなったら困るでしょう。

委員長（及川 保君） 小委員会の中でもこの議論はもう本当にけんけんごうごうされた経緯がありまして、これは下ろすべきでない、今大淵委員、先ほど松田委員からも意見ありましたように、やっぱりきちっとどこかでうたっておくべきだと。これがやっぱり大きな赤字の原因になっているわけだから、やっぱりきちっとしなければだめだと、今回たまたまこうやって議会が言ったものですから、一応計画としてはこう出はきたのですが、そうではなくてやっぱりきちっと今大淵委員が言ったような対応すべきだというのはもう小委員会で散々議論されましたから、簡単にやっぱり取り下げてはいけない意見だという思いは今いたしました。

いずれにしても、皆さんきょう、長時間にわたっているいろいろ議論していただきましたけども、15日にまた再度、委員会開きますので、このあたりも含めてきちっと総務文教の中で対応できるように全体の委員の皆さんのご意見を15日もさらに伺っておきたいというふうに思います。いずれにしてもいっぱいいるんだよね、まだ意見言っていない人がね、玉井昭一委員。

委員（玉井昭一君） 玉井です。今、意見ないというのは、もちろんないから言わないのだから、15日まで考えてそれから話すればいいのではないかと、私は思います。

委員長（及川 保君） 本間委員、どうですか、本間広朗委員。

委員（本間広朗君） 本間です。総務文教は、今局長が言われたように、土地の対案といった流れと、あとほかの方策を探すというこの3つ、例えば、そういうふうになったら探すということなのだけど、あの土地の売却に関しては本来計画的に進められなければならないのかと思いますけど、これは多分皆さん先輩ですからあれだと思いますけど、土地の売却に関しては

こう計画的にいかないというのは最初から分かっていたと思うのです、僕も含めて。やはりその安易にというわけではないですけど、土地が売ればいいという希望的観測で、多分そういう話になったと思うのです。ここにきて町のほうから、もう土地は、そういう計画的に売れないということになると、やはり今度そしたらほかのことにその4,200万円をどうしたらいいかを考えていったほうがいいような気がしますけど。皆さんいろいろそういう今は森野とかいろんな考えが出てきていますけど、そこでこういろいろ詰めていくしかないかなと、僕ももう、土地に関してはもうそういう対案は出せないのかと、皆さん多分そう思っていると思いますけど、これに関してはそういう意見です。ですから、あとは先ほど言ったようにそのいろいろ皆さんの意見あると思うので、それに対してどうしたらいいかということを考えていけばいいと思います。だから1.7%にするのか、どうのこうのという議論にはなるのかなと。

委員長（及川 保君） 土屋委員いかがですか、土屋かつよ委員。

委員（土屋かつよ君） 土屋です。最初からやっぱり、今本間委員も言われたけども、土地から得るといふ部分に無理があるというのは見えていたのですね。だからそこから一步ちょっと離れて、本当に事務事業の見直しなんかも含めてもう一度しっかりこう、精査しながらというか、先ほど近藤副委員長と大淵委員もおっしゃっていましたが、もうそういう方向性でやっていくしかないのではないかなとずっと先ほどから思っていたのです、だからもう一度やっぱり持ち帰って、それぞれの議員さんも見直しのために精査する必要があるかと思っています。

委員長（及川 保君） 氏家裕治委員。

委員（氏家裕治君） 委員長、特別委員会の最終報告に対しての例えば、行政側からの意見というのは聞いていないですよ。こちらの報告だけで終わっていますよ、今まで。僕は先ほども言ったとおり、例えば、その土地を財源とすることはちょっと難しいのではないかという部分では、例えば今、大淵委員も言われたけども今後いろいろな最終報告の中で出てきたものについてのそういったものをあらうことが行政にとって、それは行政に対しての義務だと、行政が果たすべき役割だと僕は思っていますので、そういったことをやっぱり総務文教として、行政にやっぱり投げかけてみるということが必要なことだと思います。それで、その中で、今4,200万円の議論をしているかもしれないけど、1.65%というものは、果たしてではそれが妥当なのかどうかということも、それからもしかしたら1.6%になるかもしれないではないですか、変な話ですよ。分からないでしょう、だってこれからあらっていくのだから、先ほど大淵委員は逆に4,200万円のうちの3,000万円だったら残り1,200万円という言い方したかもしれないけど、逆に4,200万円オーバーして、そういうこともあり得るかもしれないから。だからある程度の事業の部分の見直しというのは、特別委員会の最終報告の中でうちは今まで出た意見を全部出しているわけだから、そういったものについて行政として考えられることはないかどうかということも一回調べてもらうということが、やっぱり必要だと思うのです。

委員長（及川 保君） 先ほど意見出ていましたので、その部分当然今回、まちに提示してきちっと対応できるかできないかを含めて調査したいと思います。

前田委員どうですか、前田博之委員。

委員（前田博之君） 今まだ議論続いていますけど、仮に 1.7%にするにしても 1.65%に戻るにしても非常に議会の重みというのは大変だと思います。それで議会が非常に厳しい局面に置かれていることは周知の事実だと思います。これは認識しなければいけないと思います。ただ、今、先般も総務文教常任委員会で整理したことが、今、局長から話ありましたので、その部分やっぱりまず整理しなければいけないと思います。だから対案考えていますけど、本当に 1.65%で行くのか、異論があれば 1.7%の人だっているかも分からないですから。そういうことをやっぱり整理していかなければ対案に入っていけないと思います。私は先ほど委員長にもちょっとお話ししましたけど、土地だってまだここで言っていますけど、公式には町側にもっていないですよ回答を。そういうことをやっぱり整理をする。そして私は特別委員会の中で今出てきた議論のこと、同じこと言っていますから重複しませんけど、そういう部分でやっぱり一つずつ整理していかないとだめかなと私は思っています。

委員長（及川 保君） 委員、先ほども土地のこのきちっと理事者の、本当の考えをやっぱり聞いておくべきだという考え方でしたので、15日にはきっとその部分の対応もしなければいけないというふうに思っております。

先ほどから 15 日の話は、お話ししていますけども、理事者が出席しますので、今、いろいろな意見が出されておりますから、その部分についての質疑を十分にできるように準備していただきたいというふうに思います。とりあえず、総務文教常任委員会の連合審査は 15 日ということで今、決めておりますので、このあたりの連合審査のあり方についても、今ここで何か意見がありましたらどうぞ、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 斎藤です。今、話の中で、いろいろしなければならぬまだ残された道というのは、いろいろ出たものですから、そういうそれをこうやっぱり詰めてみる必要があるというふうに思うのですが、考え方としてその課題を出して自分達が議会が荷物をしょってしまふようなことというのはやっぱり間違いだと思うのです。執行側はあくまでも町側ですから。それを肩代わりする、向こうが言うことを聞かないから肩代わりして、こっちでしなければならぬ。みたいなふうになってしまうのは、これは全くの逆立ちになってしまうので、その資料や何かやはり必要なものは出させるというようなことが必要なのだろう。ただ、そこまで考えて、やっぱり息詰まるのは、1.65%出した後に 1.7%を出してきたというのは、そんな安易な気持ちで 1.7%を出してきたのではないだろうと思うのです。かなり腹くくって出しているのだと思うのです。ぶつかることははっきりしているのだから、そして議会で採決したら、みんな反対したら、それが消えてしまう別な数字になることを分かっているはずですから、だからよほど何か腹を固めて出してきたものだと思うのです。そんなときに我々がでは、こういうものがあるからといって財源はこうではなければならぬのではないのかというものをい出して、ああそうですね、それではそれを受け入れましょうかという、そういう形になるのかどうなのかという不安もあるわけです。それで、とりあえずそうやって考えると、やっぱりこれからの議会運営上の問題として、議会の権限にかけてやっぱりその問題になるわけですよね。今度は本当にぶつかって対決していかなければならぬのかどうなのかと最終的そこ

にぶつかっていくのです。だからそうなることは絶対不幸だから、そうさせてはならんと、言ってみれば、一つの議会としての曲がり角、運営上の、というふうに考えなければならぬだろうと、そのぐらいのただ 1.65%にするか 1.7%にするかの問題ではなくて、かなり大きな大変な時期に今来ているのだと。一つ扱いを間違えたら大変なことになるよという意味も含んでいるのだと思うのです。そういうときに一番先に私言ったことだけでも、そういう町側と議会の接点というものを、やっぱりこれどうやって打開策を見つけるかという、接点があるのかないのかと。だから言ってしまうえば、やはり議会を代表する、議長さん初め、委員会を取り仕切ってきた委員長さんも含め、やっぱり町側とどうやったらいいのだと、そのところも同時に進めなかったら解決策というのは見えてこないのだと思うのです。何ほこっちがいいこと決めたから、はいこれはのまないほうが悪いですよという、そんな関係ではないと思うのです。ですから、そのところを今すぐどうしろということはいませんが、やっぱりそのところの接点を追及してもらわないと、我々考えて考えて出したことが出してみたらむだになったのではどうもならないですよ、だからそういうものが生かされるように工夫してもらうというのが、役の人だと思うのです。ですから、そのところを十分考えてほしいと思っています。これ大変な仕事ですよ。だから大変な仕事だから一つ腹をくくって頑張ってもらいたい、それが、その覚悟がなかったら乗り越えられないのではないかと私はそう思っています。

委員長（及川 保君） 今、先ほどの前田委員もそうでしたけども、今、斎藤委員の発言も、非常に議会として厳しい状況に置かれているということ認識しながら、15日の委員会、議会として、また町側としてもいい結果になるように最大の努力をしたいと、それで、ここはやっぱり正副委員長だけでは非常に厳しいものですから、ぜひ、正副議長にもご協力を最大限果たしていただきたいと、今委員の、先ほど冒頭以来の発言をむだにならないように、そして皆さんのこうして何カ月も何年もかかったわけではないですけども、短期間に積み上げてきた議会としての結束をぜひ、この1カ月ぐらいの間に果たしていきたいというふうに考えております。ということは、町側にも山本委員の、先ほど一番冒頭のほうにお話ありましたように、町側の、きちっとやっぱり折衝が大事だろうと。それ抜きにはこの歩み寄るとか、そういう単純なことではなくてやっぱり水面下の状況もやっぱり、このまちづくりには必要なのかなという思いは実はきょうまで、こうして皆さんの意見を聞いて、さらにそういう町の姿勢を見ると、非常に感じる次第でございます。ぜひ15日にはいるんな、あらゆる方面から議会の対応そしてまちの考え方含めて、何とかこの議会としての姿勢が最後まで貫けるように頑張ってもらいたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

閉会の宣告

委員長（及川 保君） それでは、本日の会議はこの程度にしたいと思います。

次回 10月15日、10時から再度、連合審査会を予定しております。よろしくご協力をお願いいたしまして、閉会といたしたいと思います。ご苦労さまでした。

（午後 5時18分）